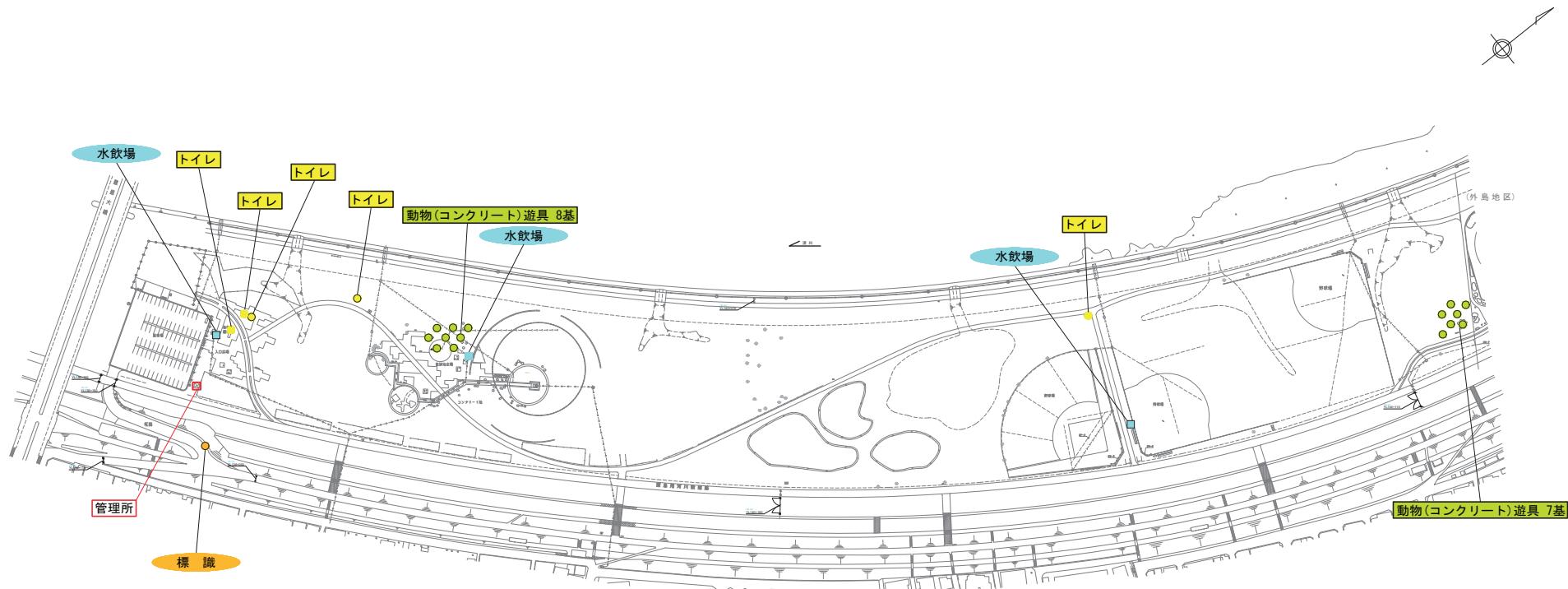
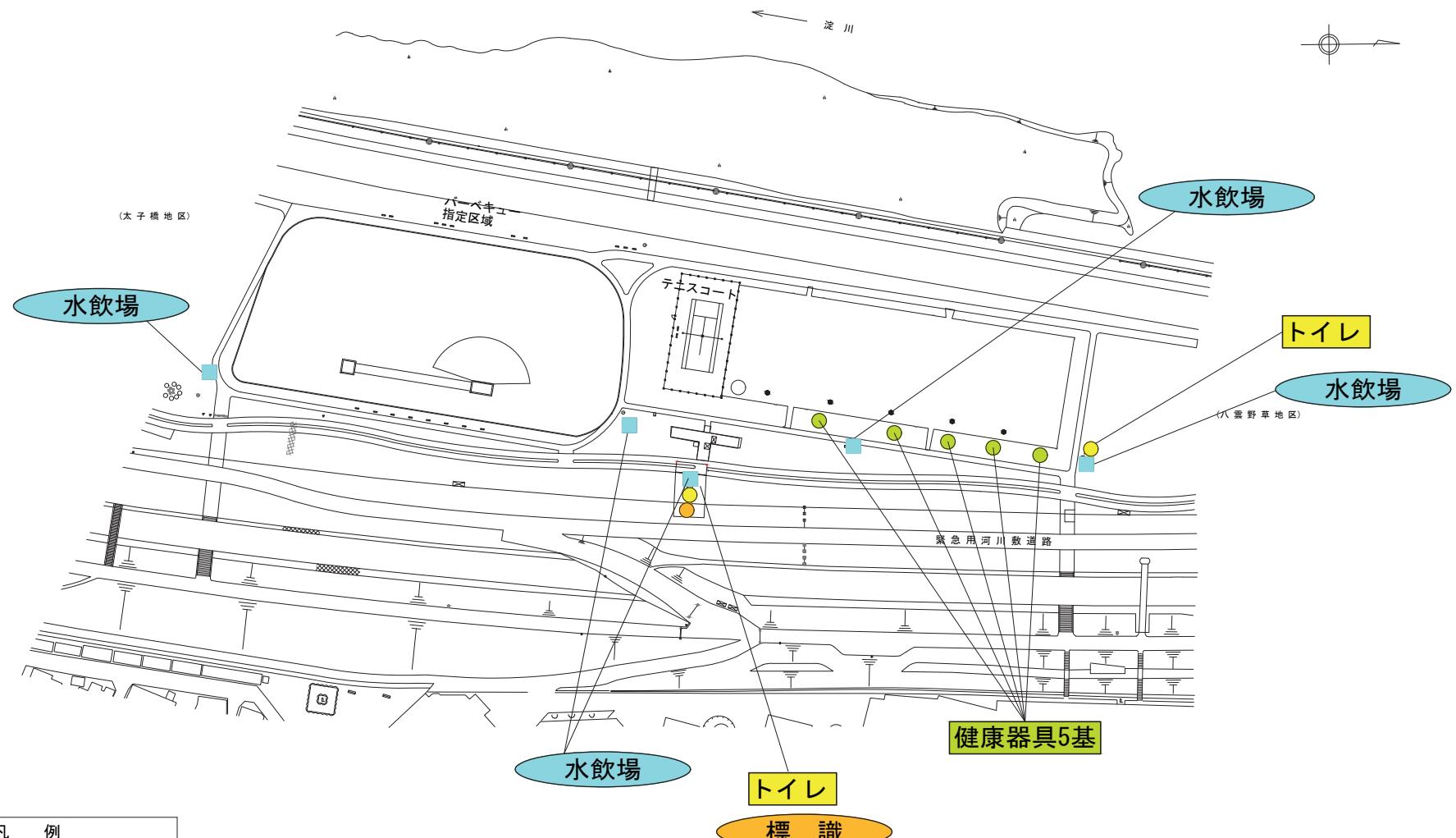


園内施設位置図



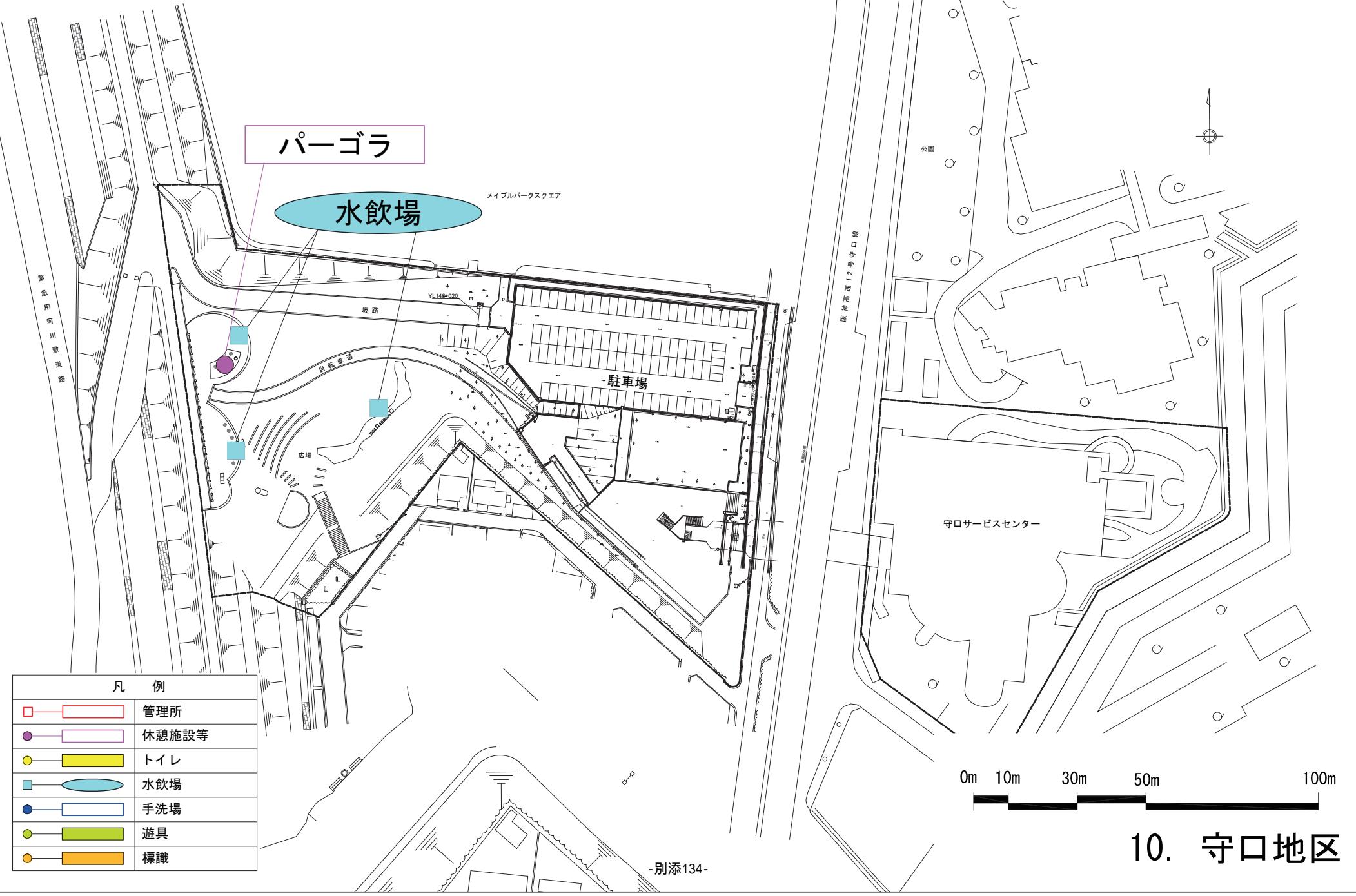
凡 例	
□ - └	管理所
● - └	休憩施設等
○ - └	トイレ
■ - ○	水飲場
● - └	手洗場
● - └	遊具
○ - └	標識

園内施設位置図

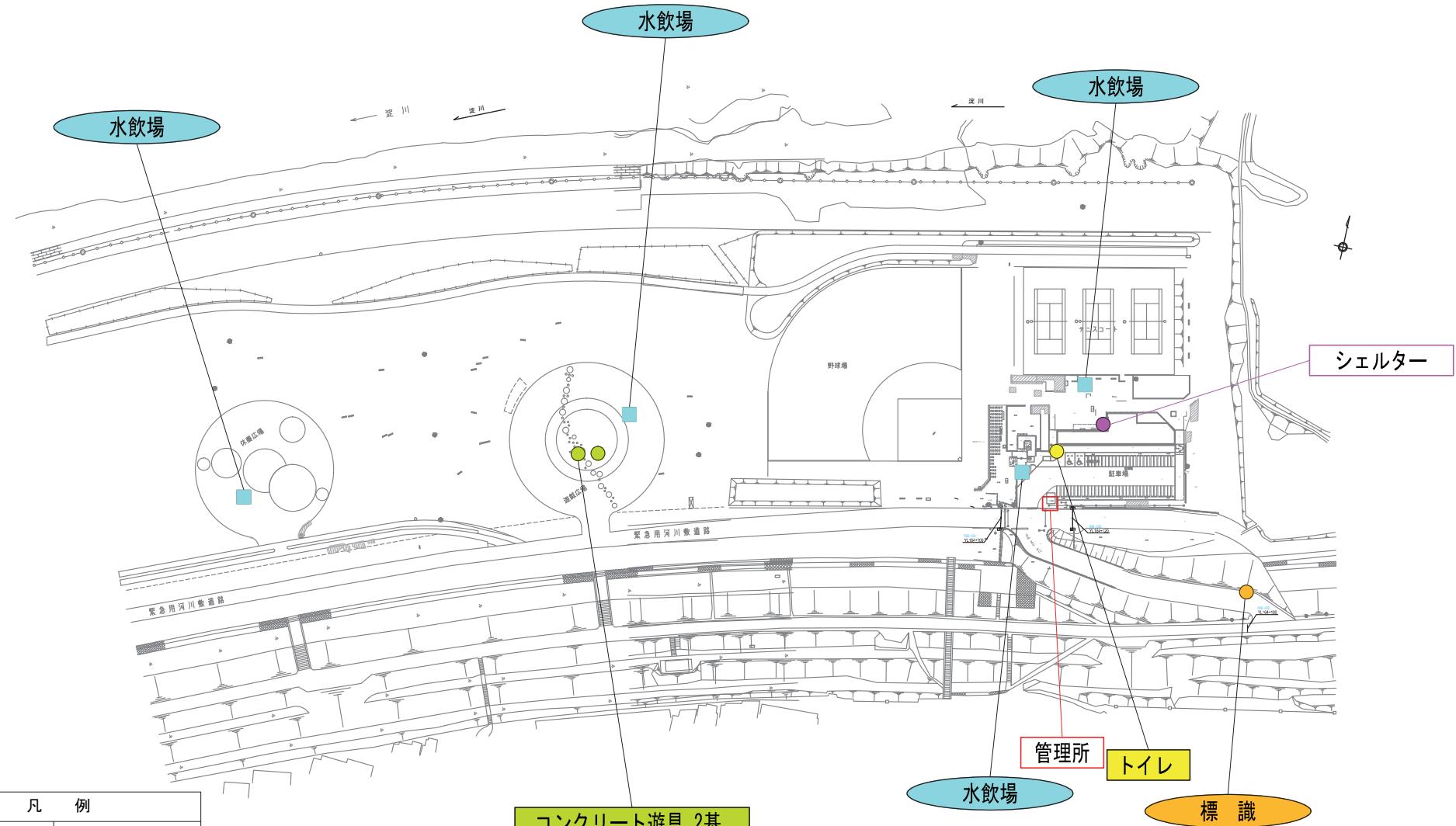


凡 例	
□ - □	管理所
● - □	休憩施設等
○ - □	トイレ
□ - ○	水飲場
● - □	手洗場
● - □	遊具
○ - □	標識

園内施設位置図

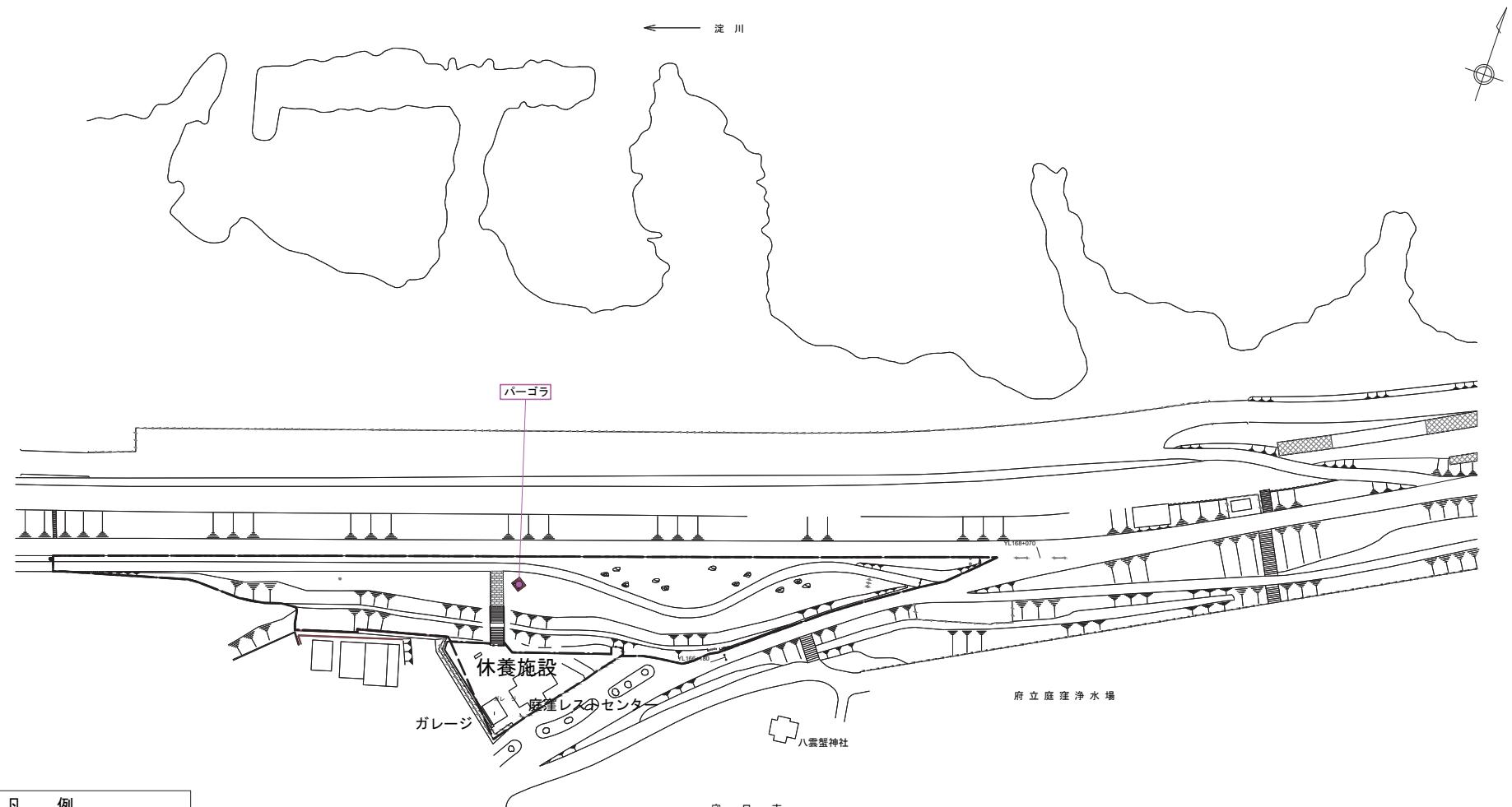


園内施設位置図



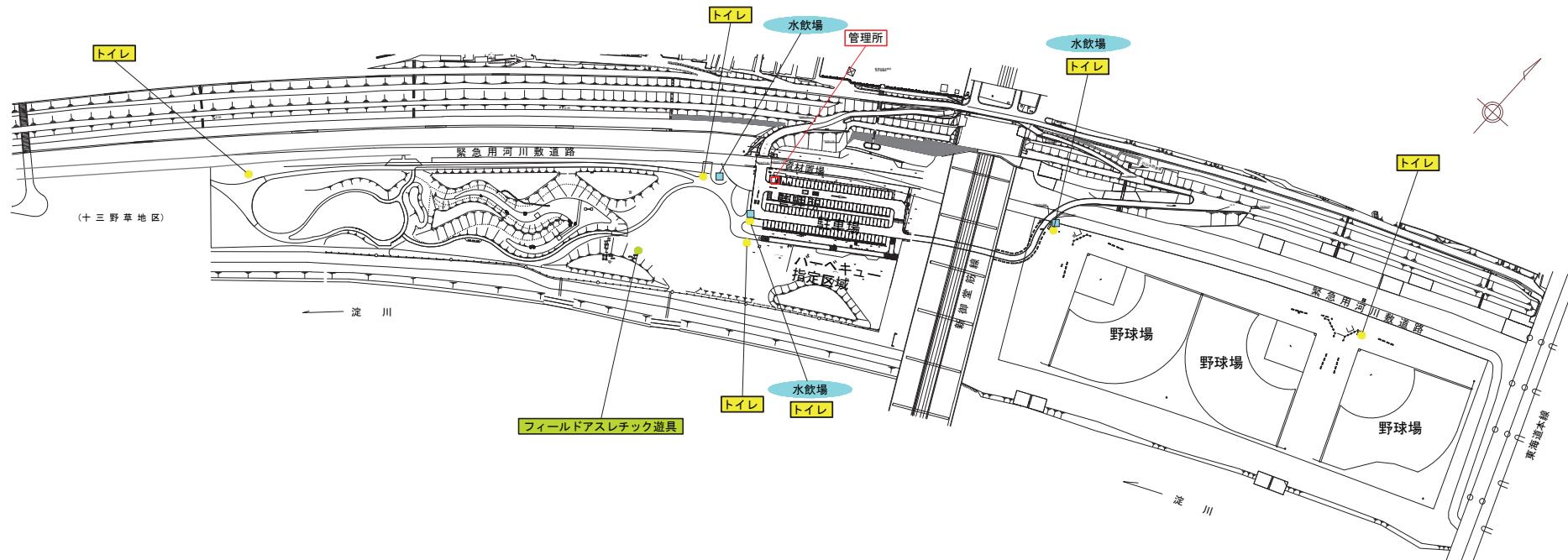
凡 例	
	管理所
●	休憩施設等
●	トイレ
	水飲場
●	手洗場
	遊具
●	標識

園内施設位置図



凡 例	
□	管理所
●	休憩施設等
■	トイレ
□	水飲み場
●	手洗場
■	遊具
○	標識

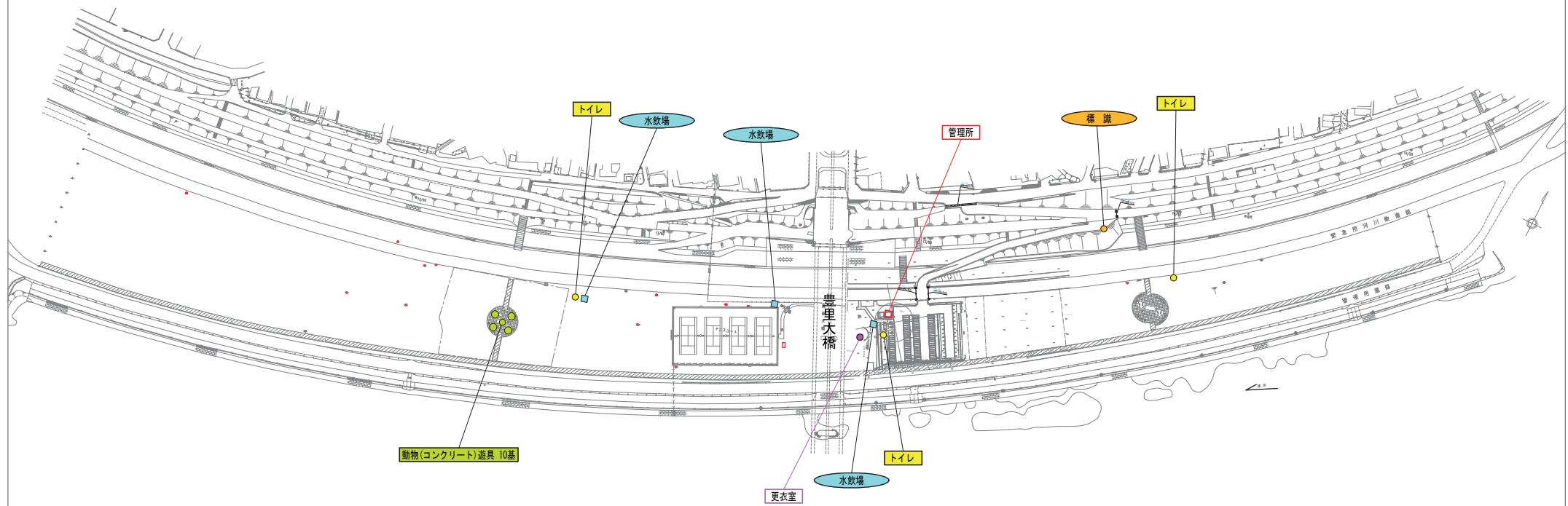
園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

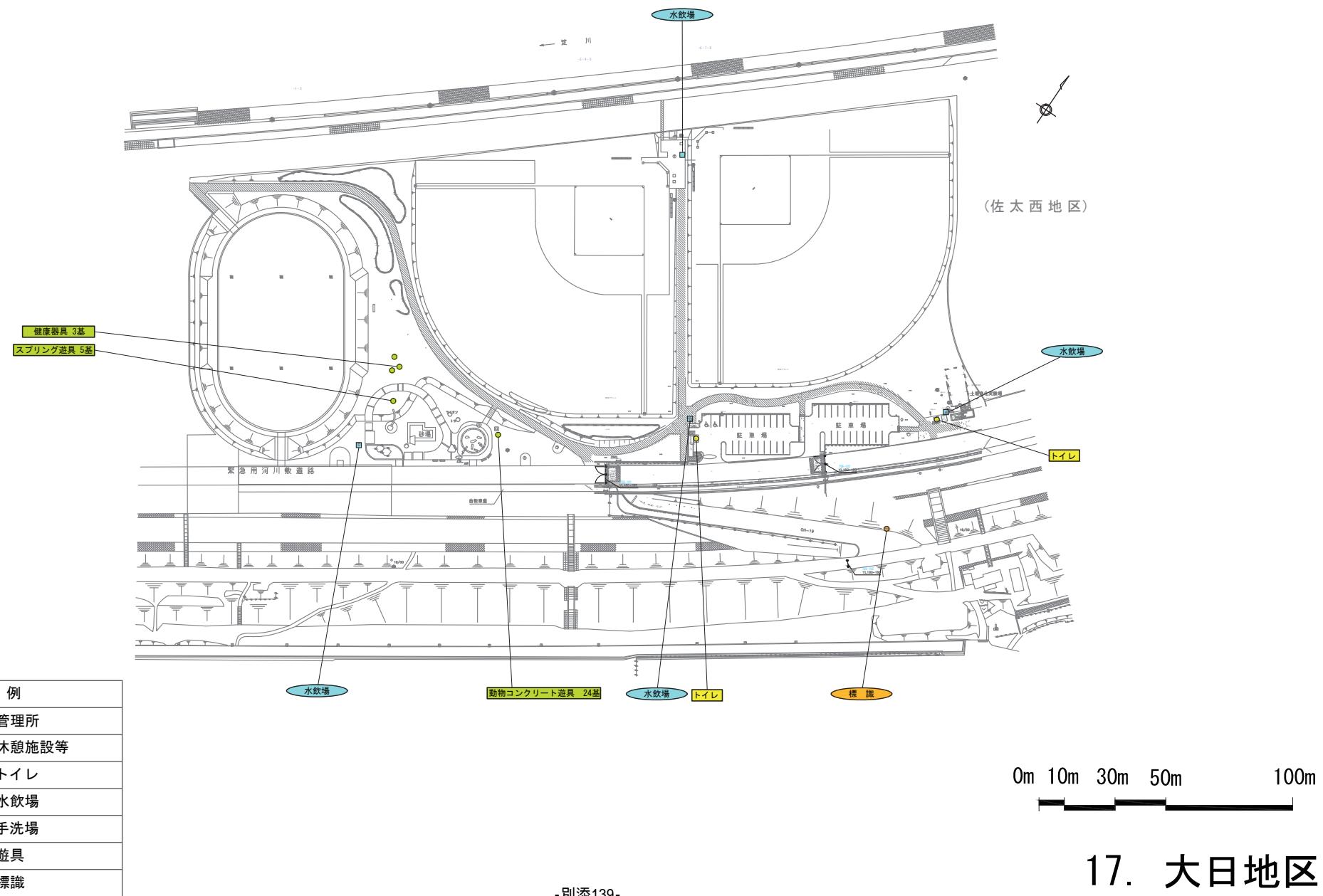
0m 10m 30m 50m 100m 200m

園内施設位置図

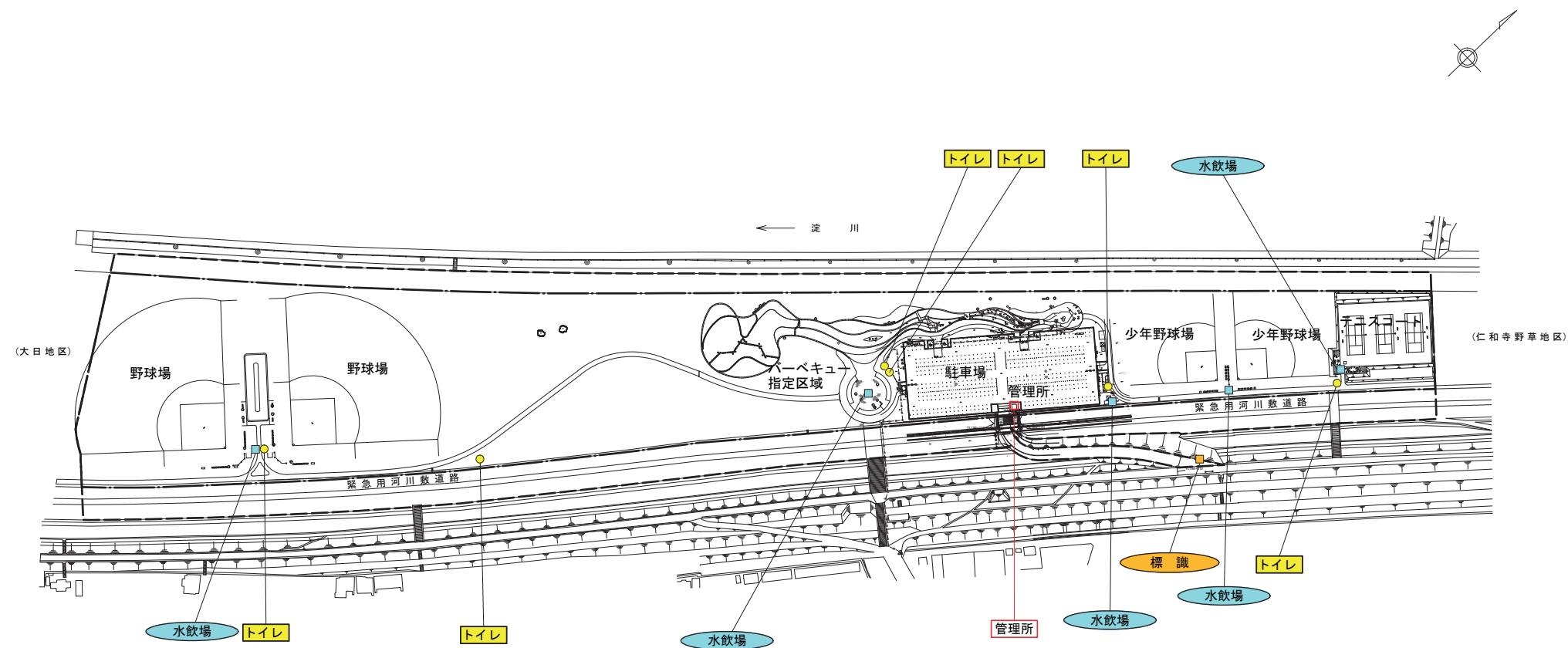


凡 例	
□ - □	管理所
● - □	休憩施設等
○ - □	トイレ
□ - ○	水飲み場
● - □	手洗場
○ - □	遊具
○ - □	標識

園内施設位置図

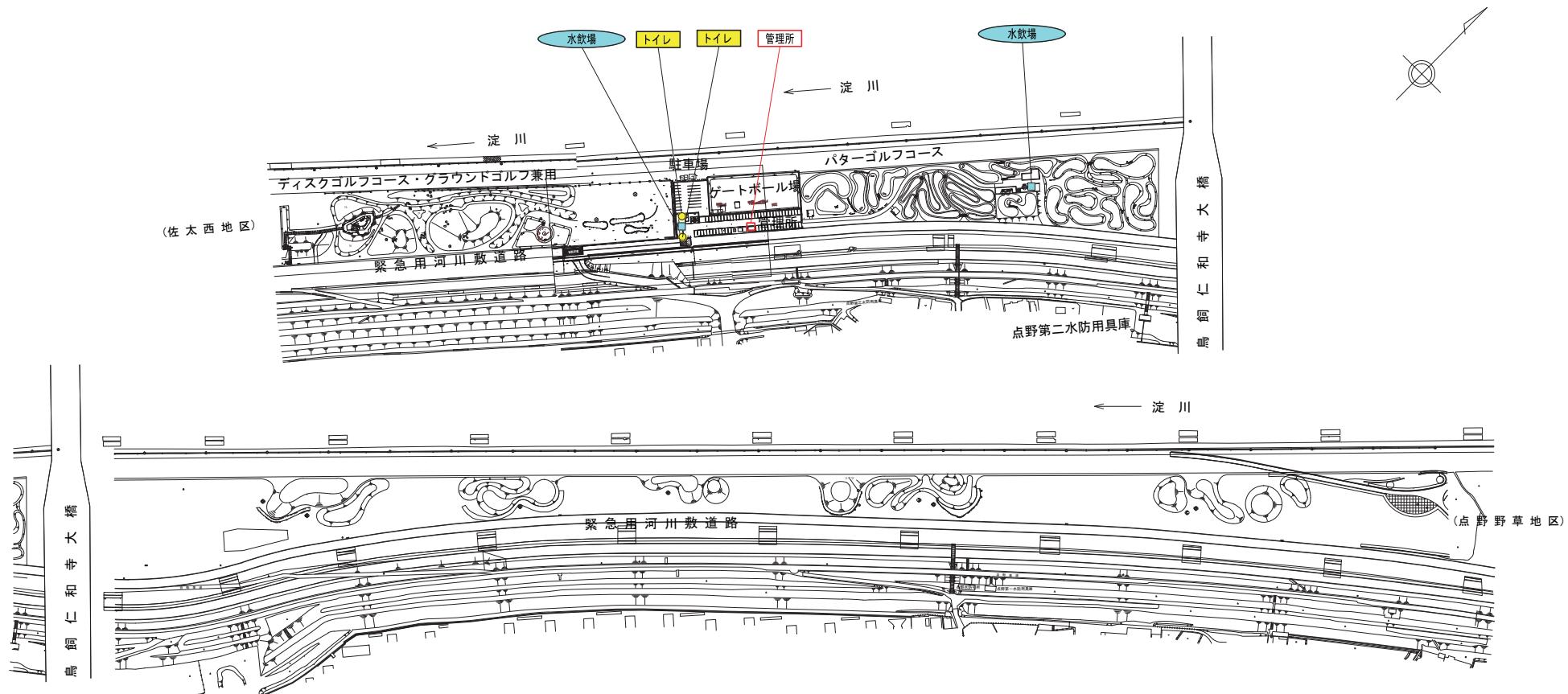


園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



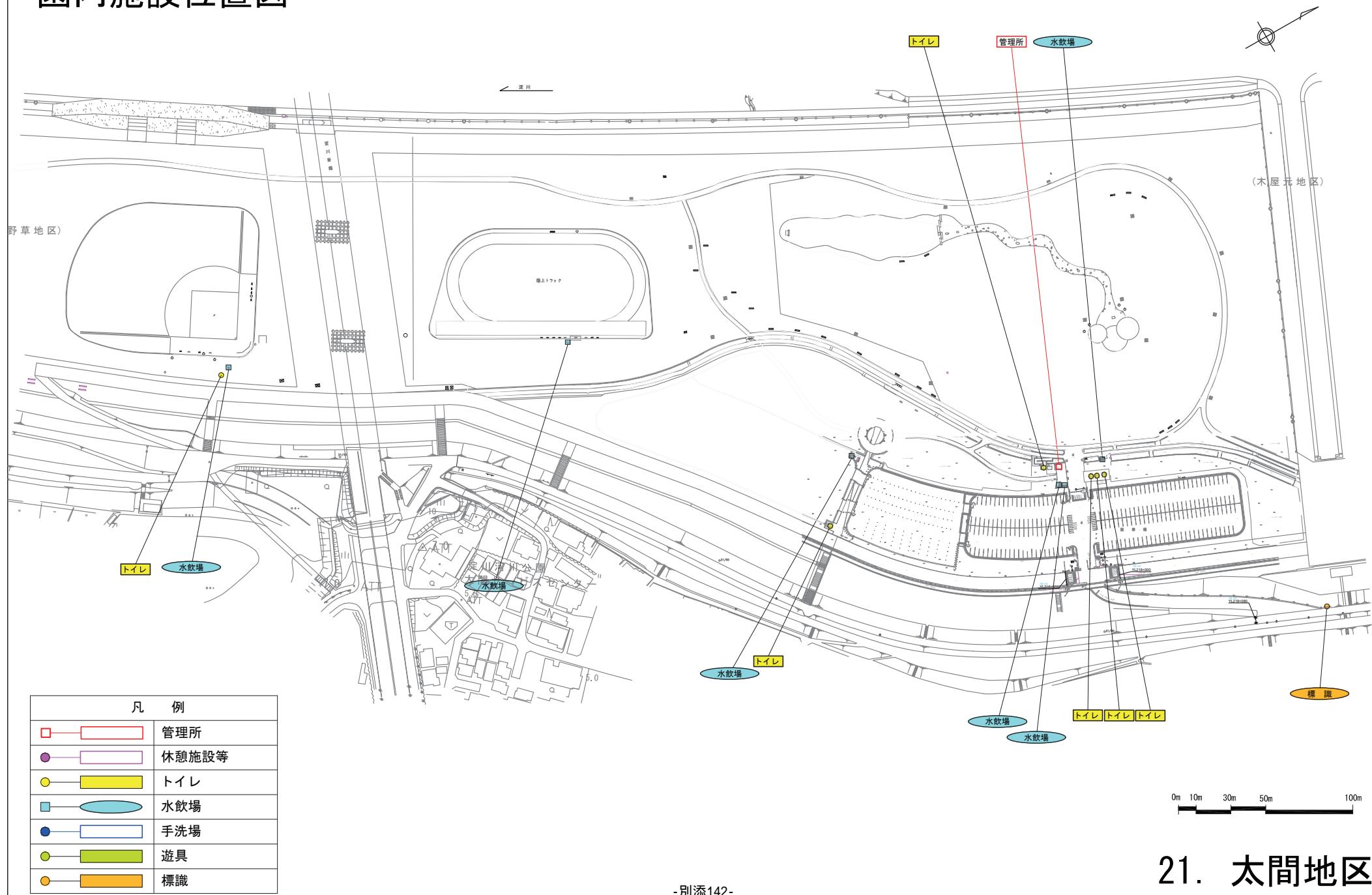
凡 例	
□	管理所
●	休憩施設等
○	トイレ
■	水飲み場
●	手洗場
●	遊具
●	標識

-別添141-

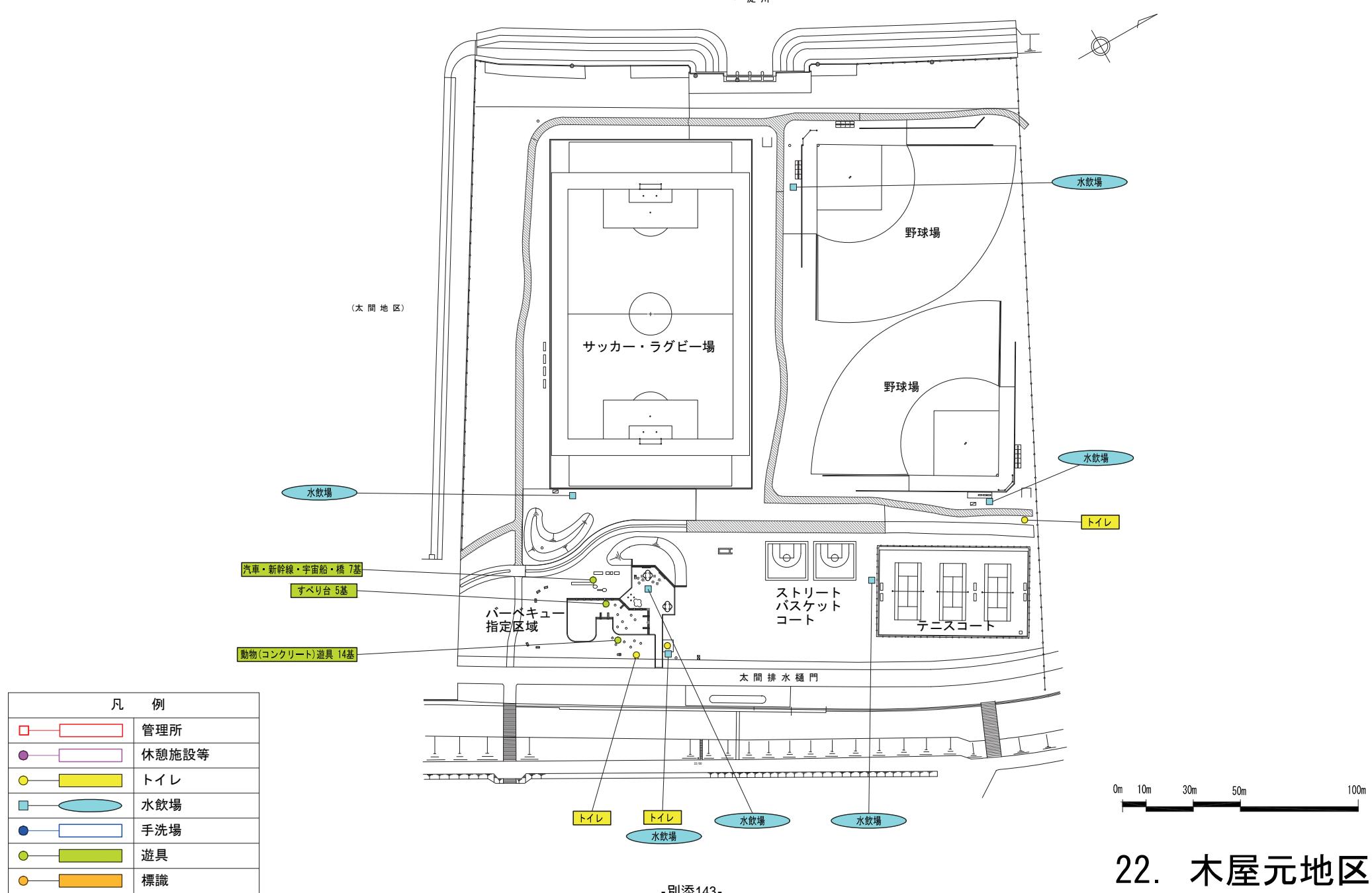
19. 仁和寺野草地区

10m 50m
0m 30m 100m 200m

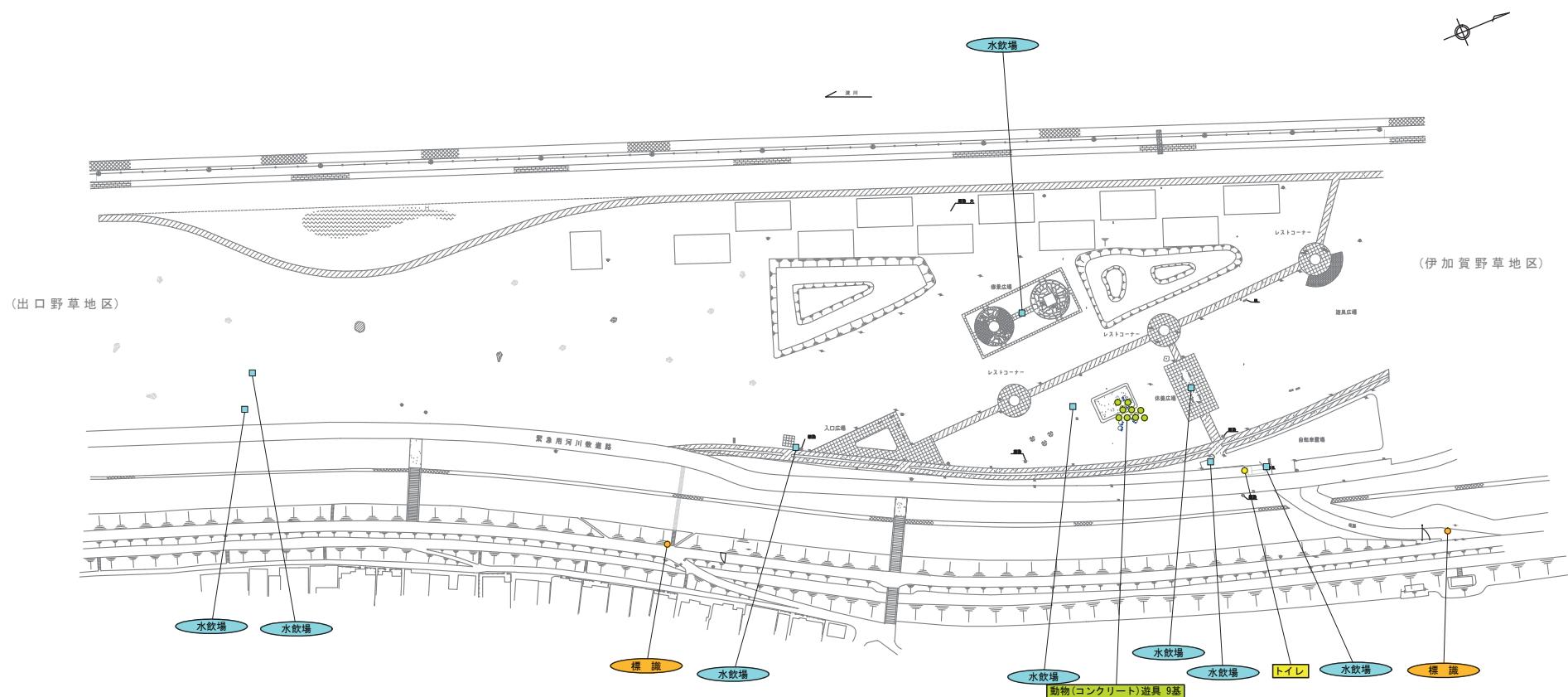
園内施設位置図



園内施設位置図

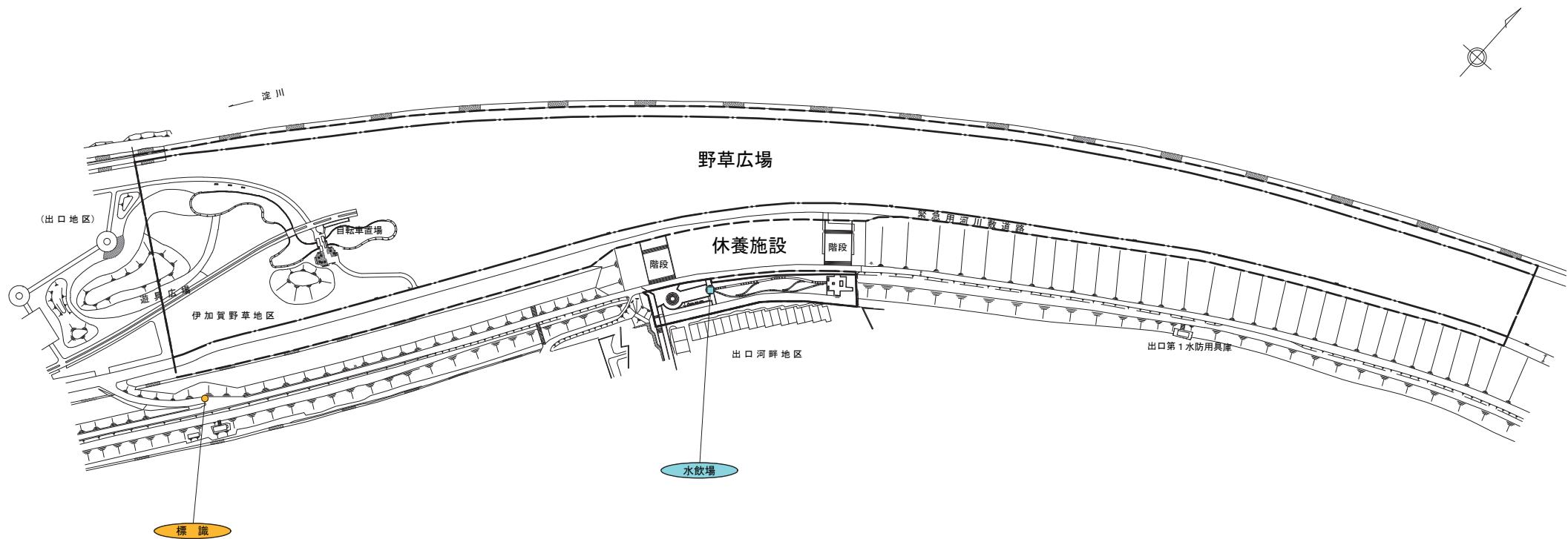


園内施設位置図



凡 例	
□ - └	管理所
● - └	休憩施設等
○ - └	トイレ
■ - └	水飲み場
● - └	手洗場
● - └	遊具
● - └	標識

園内施設位置図

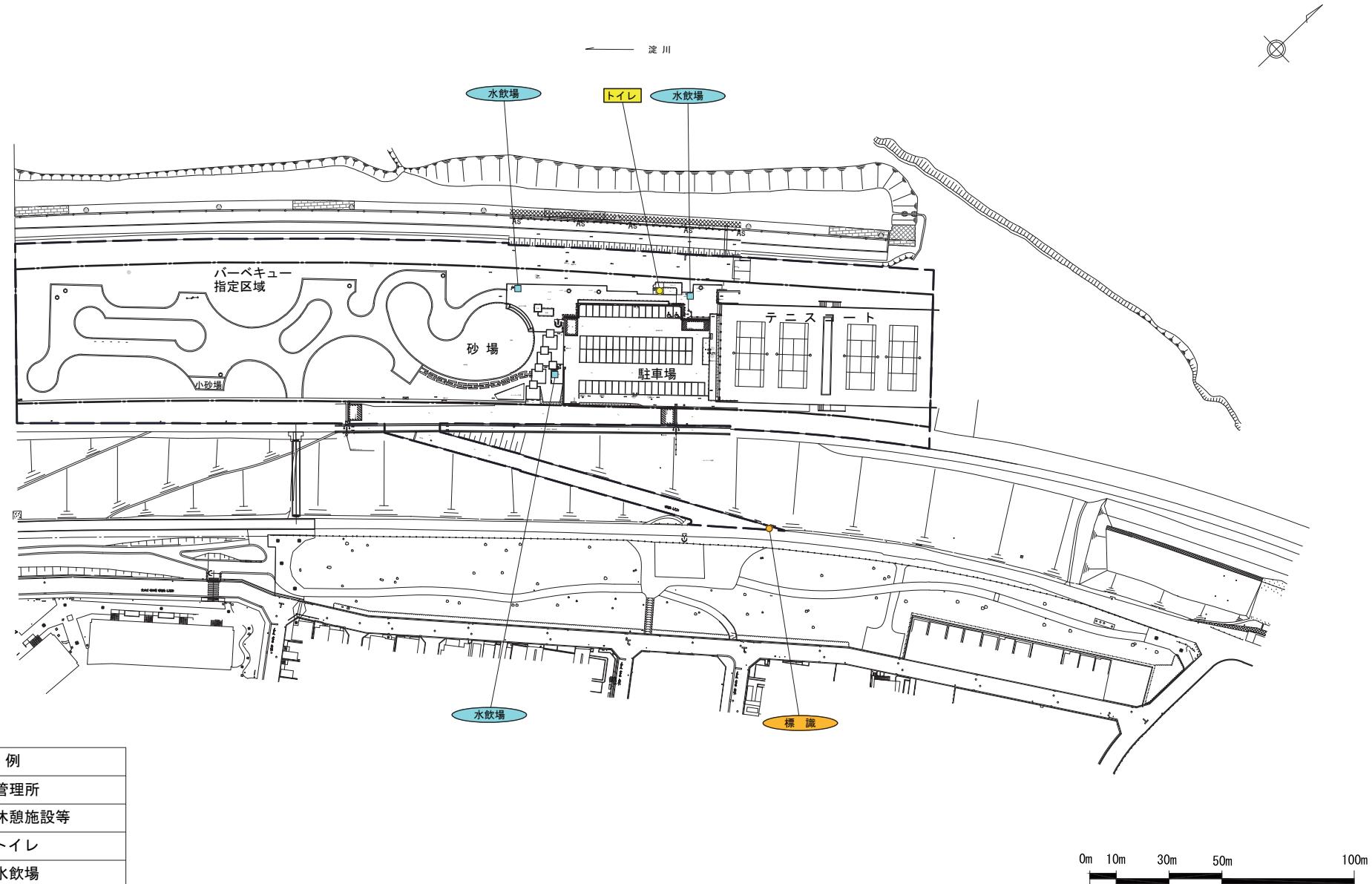


凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

0m 10m 30m 50m 100m 200m

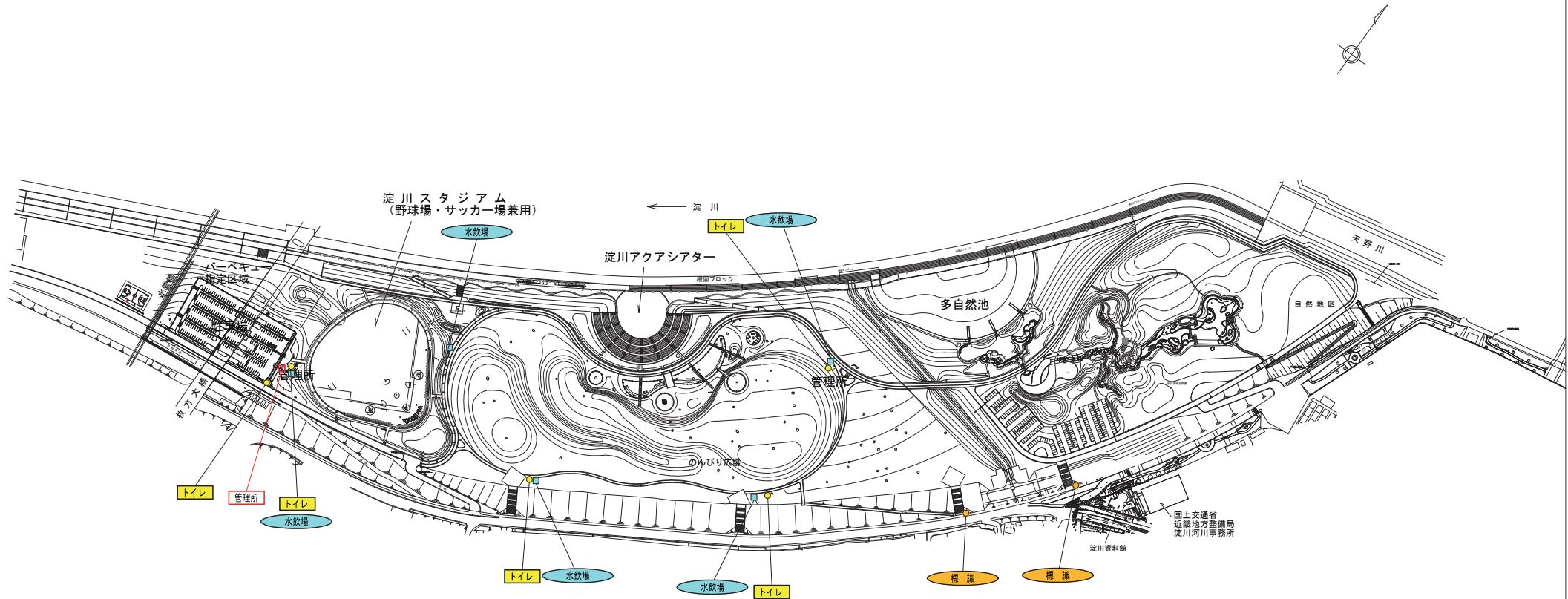
25. 出口河畔地区
26. 伊加賀野草地区

園内施設位置図



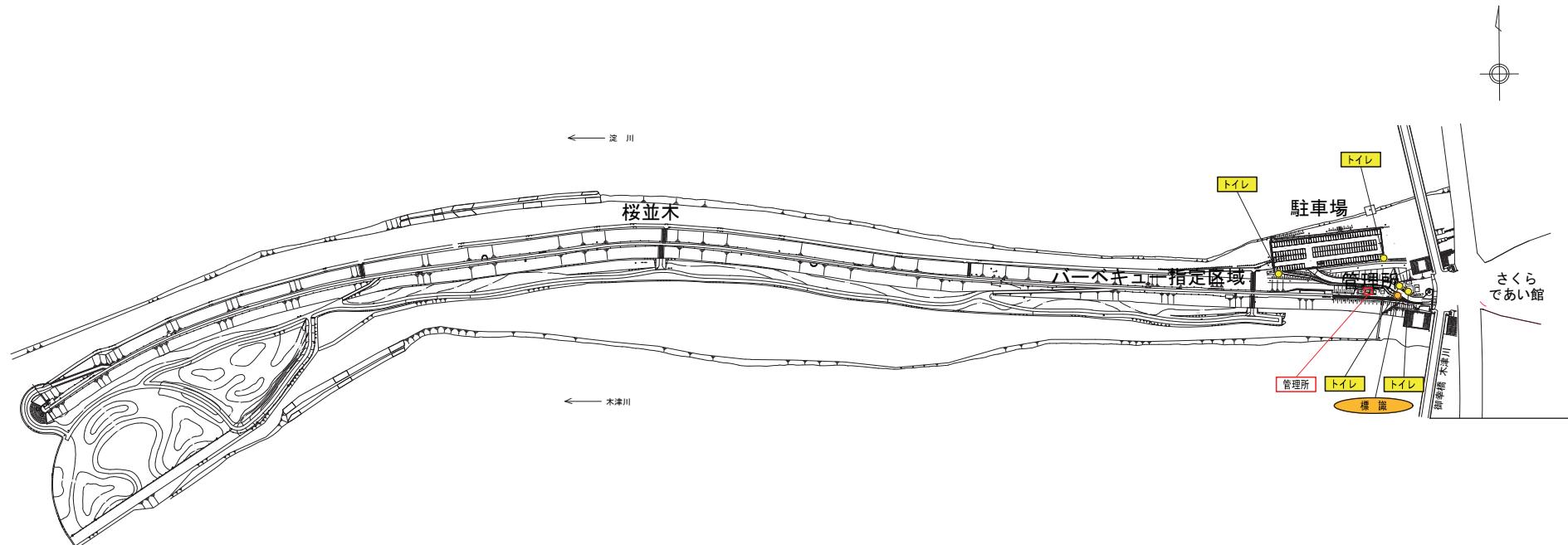
凡 例	
□	管理所
●	休憩施設等
○	トイレ
■	水飲み場
●	手洗場
●	遊具
○	標識

園内施設位置図



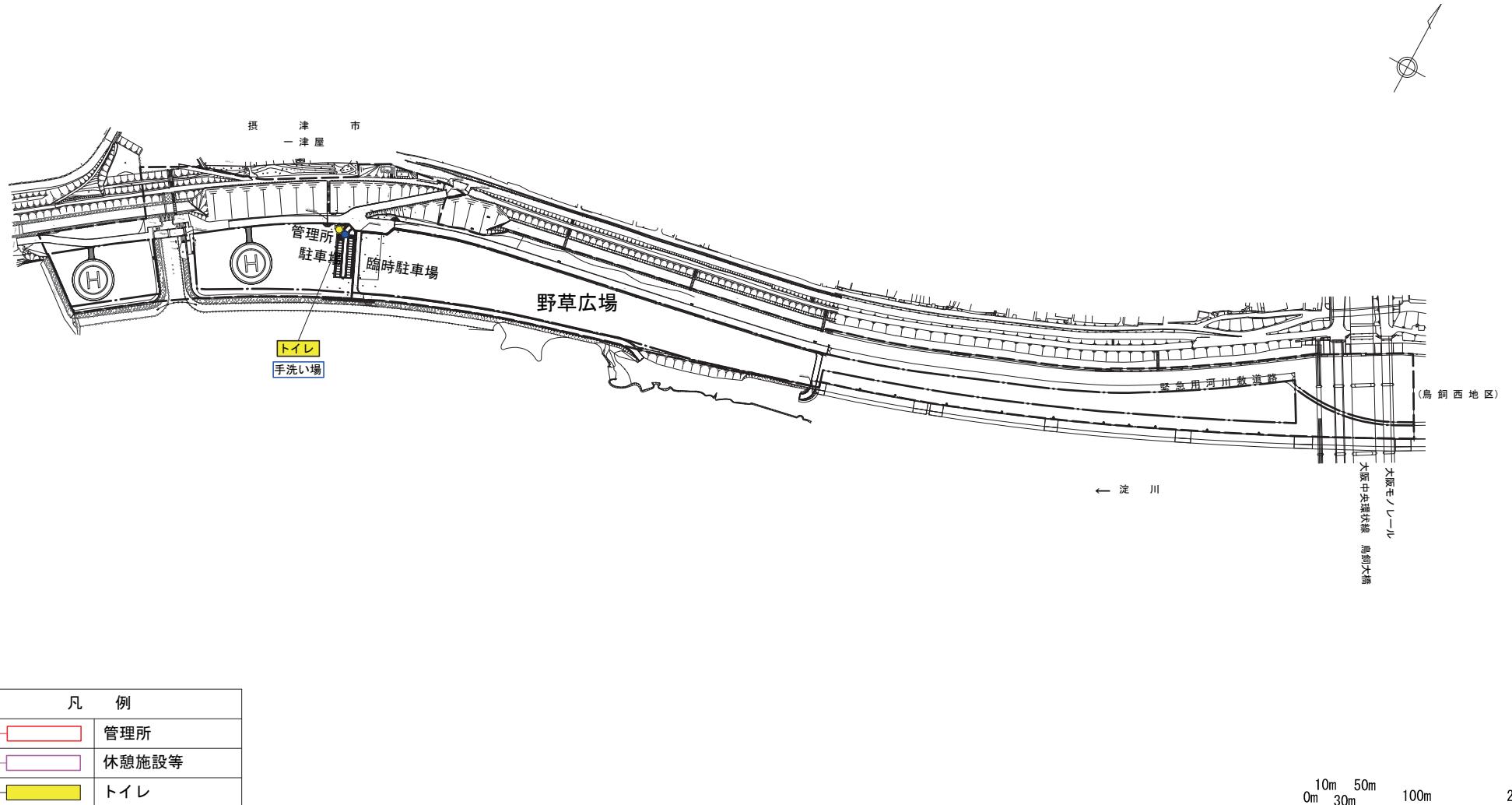
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



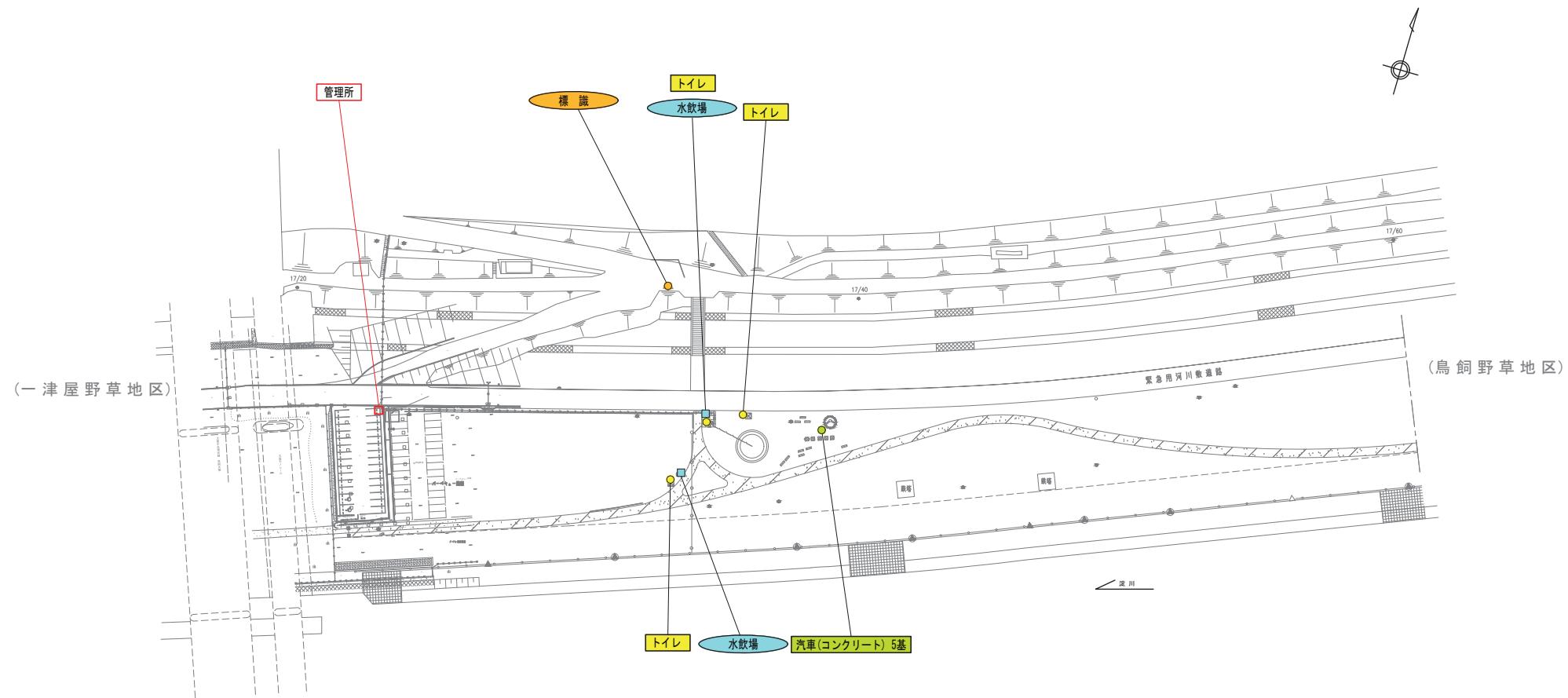
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



凡 例	
□	管理所
●	休憩施設等
○	トイレ
■	水飲み場
●	手洗場
●	遊具
●	標識

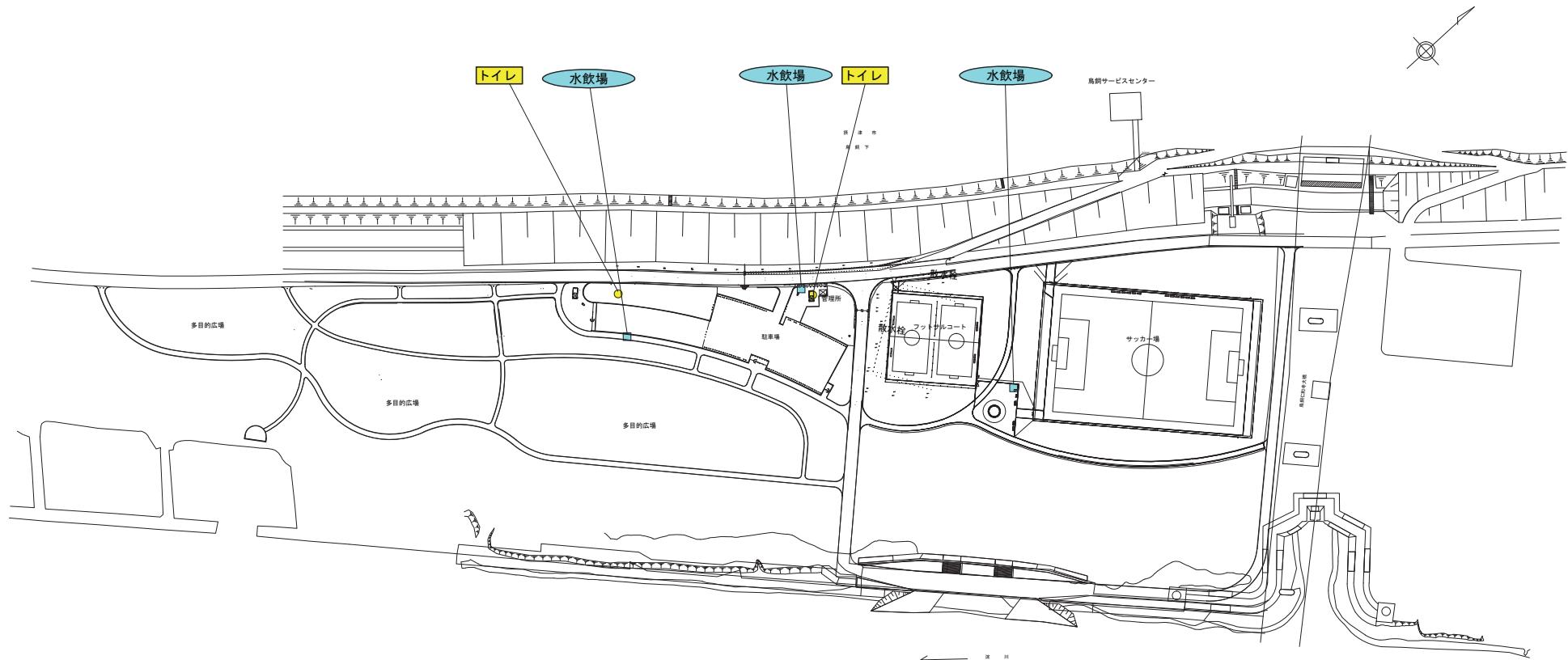
園内施設位置図



凡 例	
□ - ■	管理所
● - ■	休憩施設等
○ - ■	トイレ
■ - ○	水飲み場
● - ■	手洗場
● - ■	遊具
○ - ■	標識

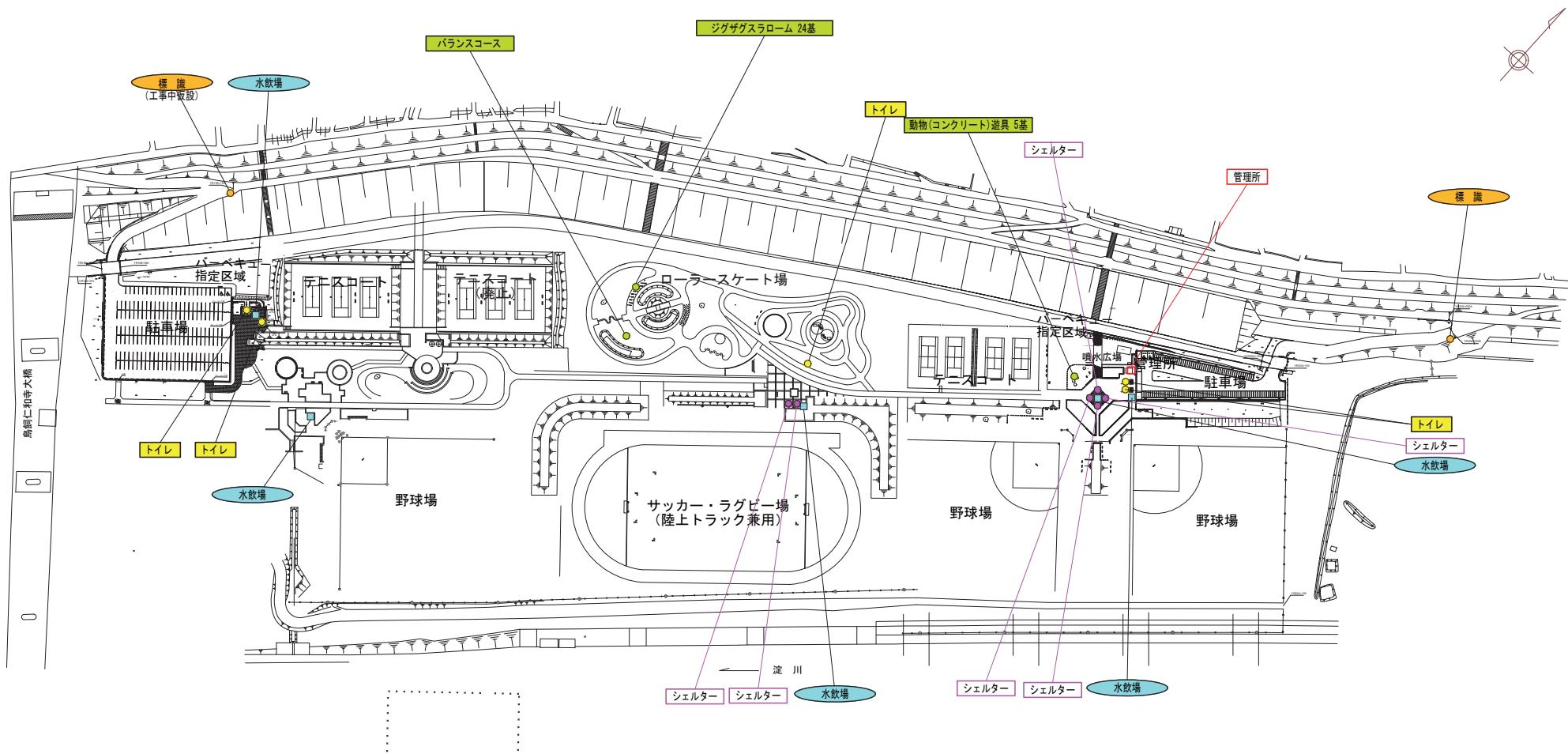
0m 10m 30m 50m 100m

園内施設位置図



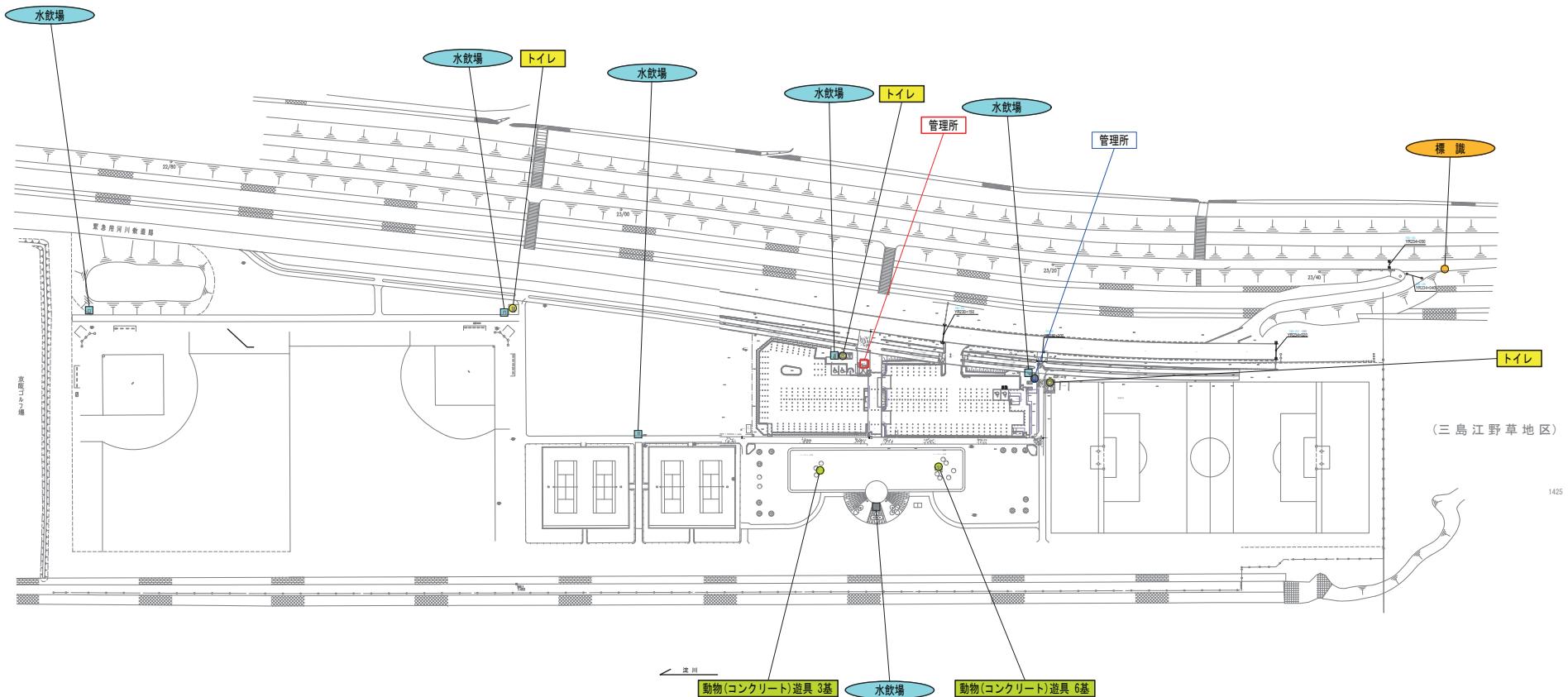
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



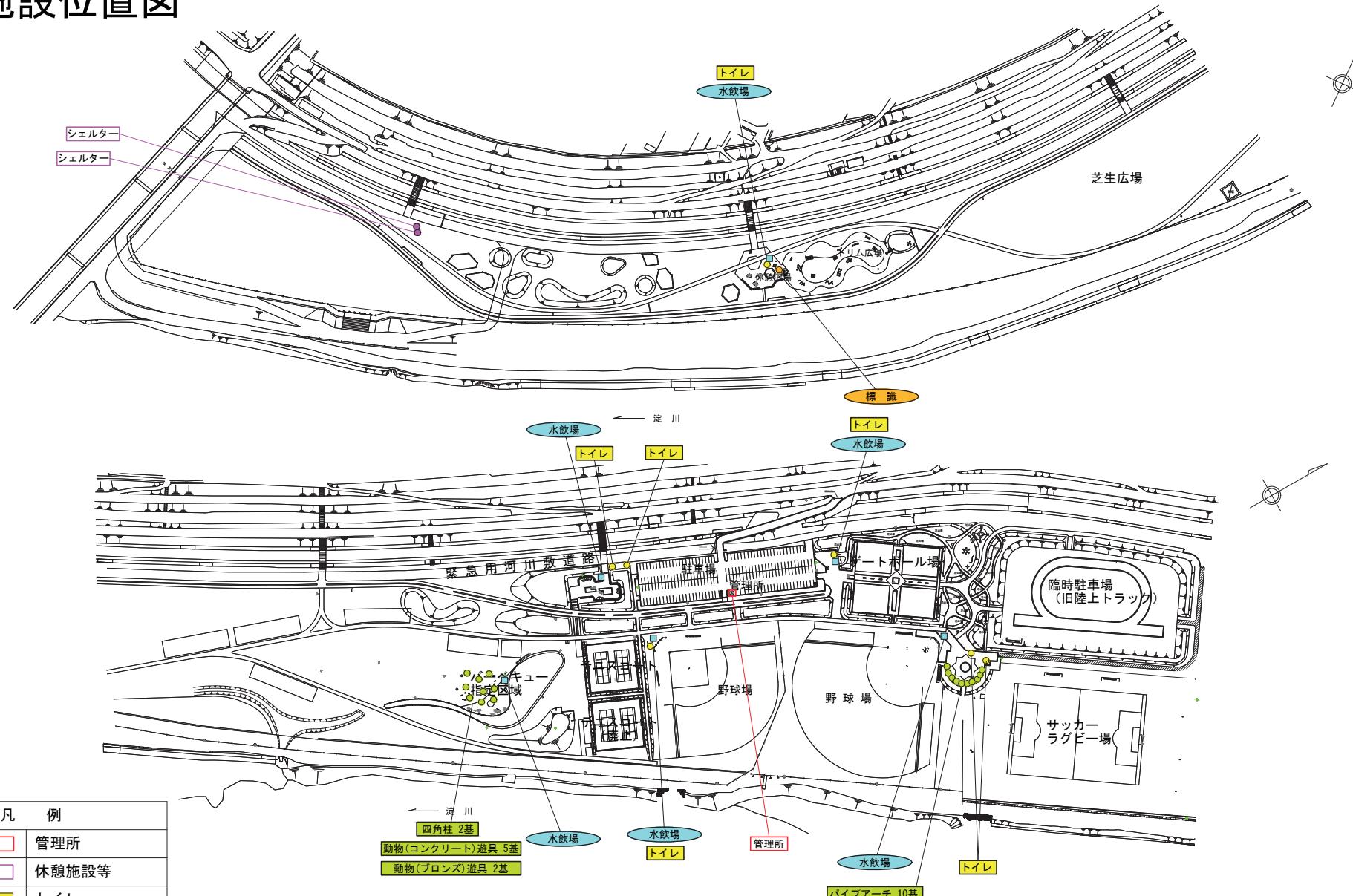
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



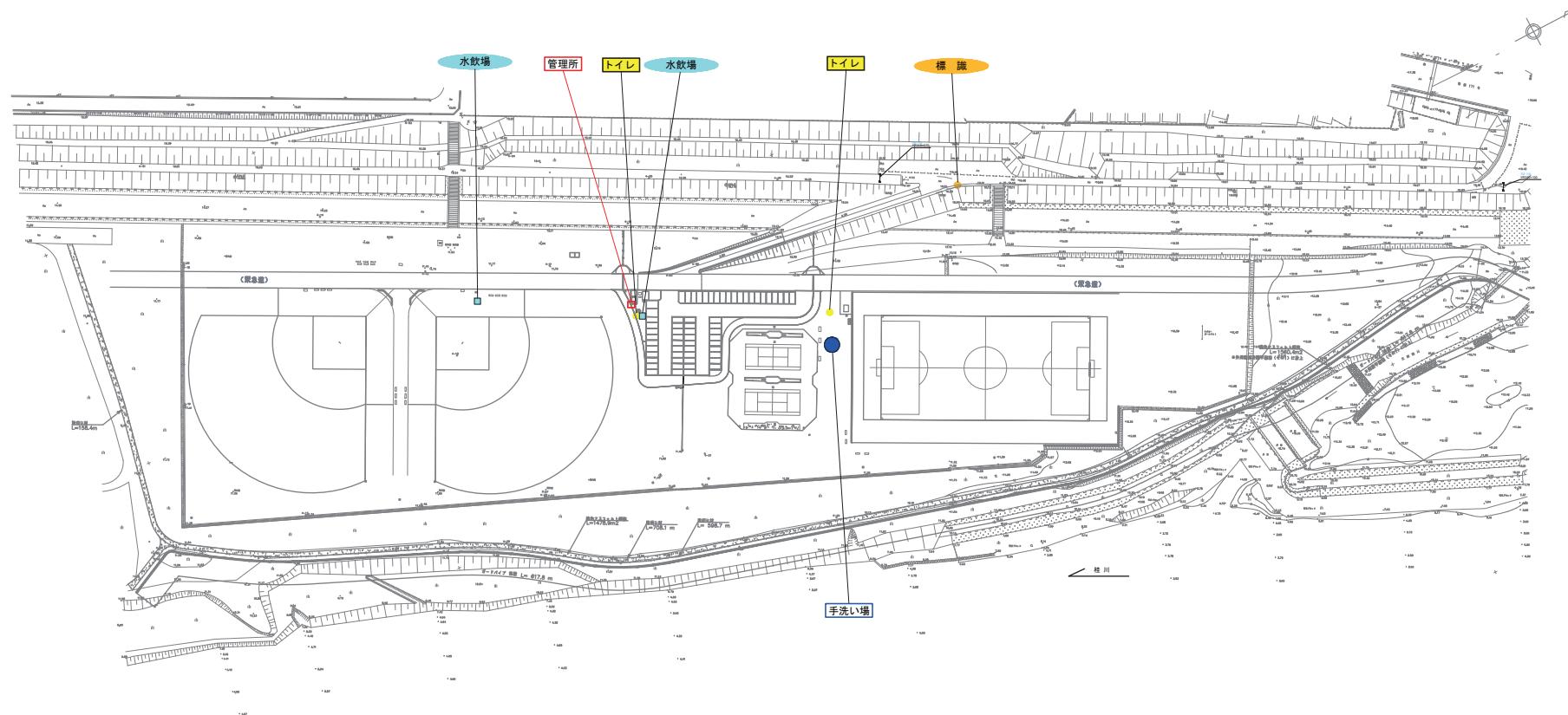
凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲み場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



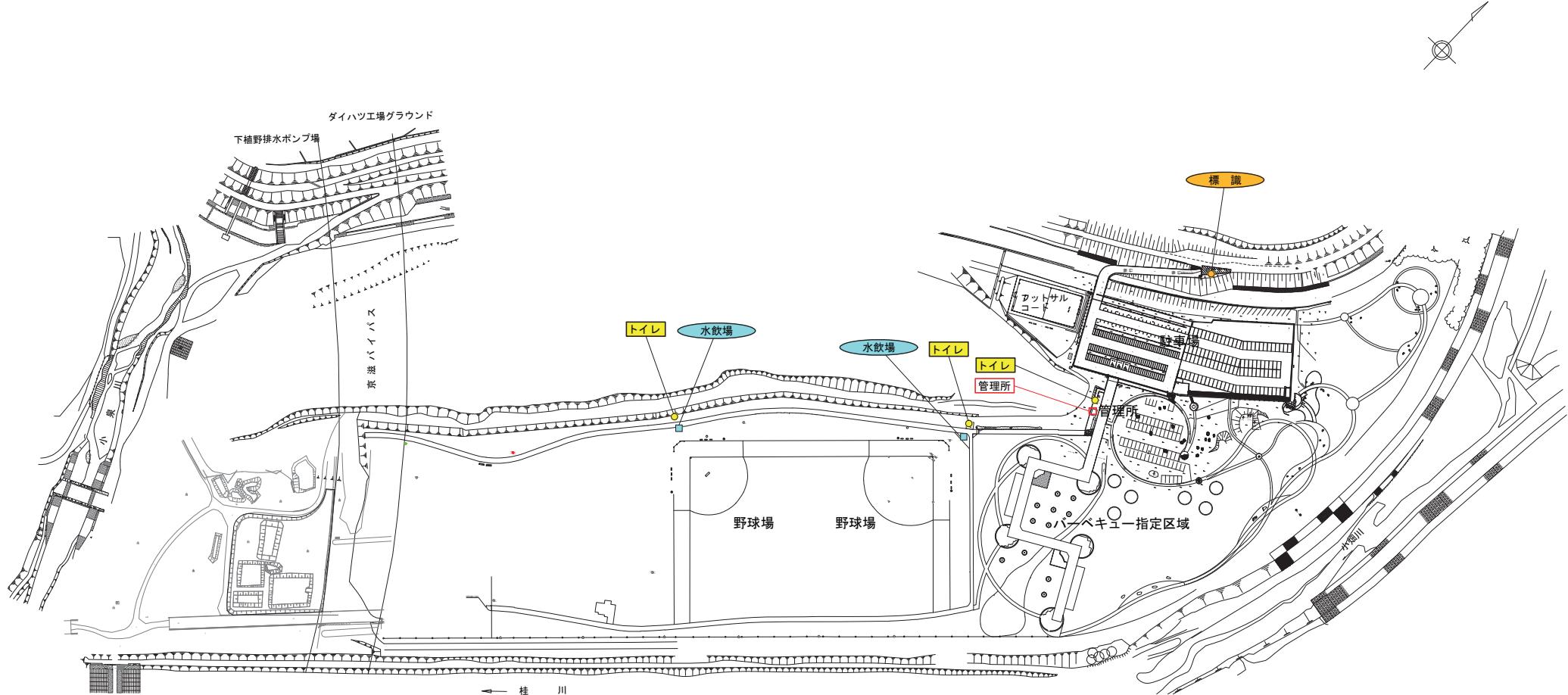
凡 例	
□ - ■	管理所
● - ■	休憩施設等
● - ■	トイレ
■ - ○	水飲み場
● - ■	手洗場
● - ■	遊具
● - ■	標識

園内施設位置図



凡 例	
□ - 	管理所
● - 	休憩施設等
● - 	トイレ
■ - 	水飲み場
● - 	手洗い場
● - 	遊具
● - 	標識

園内施設位置図



凡 例	
□ — 	管理所
● — 	休憩施設等
● — 	トイレ
■ — 	水飲み場
● — 	手洗場
● — 	遊具
● — 	標識

提供施設等の取扱について

別紙5「共通仕様書」第34条に基づく建築物及び建設機械等の無償提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1)受託者は、提供施設等を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2)受託者は、提供施設等を業務委託契約書第1条の委託業務以外に使用してはならない。
- (3)提供施設等の維持管理は、本業務に含まれ、受託者は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4)受託者は、提供施設等を他のものに転貸し、又は担保に供してはならない。
ただし、書面により国の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (5)受託者は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為(維持のための修繕等で軽微な物を除く。)をしようとするときは、国の承認を受けなければならない。
- (6)受託者は、業務委託契約が完了した場合、又は契約が解除になった場合は、提供施設等を別記様式1、2による返納書により、直ちに国に返納しなければならない。
- (7)受託者の責に記すべき事由により提供施設等を減失又は棄損したときは、受託者の負担において補填し又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りではない。

2. 報告及び検査

- (1)受託者は、提供された提供施設等について提供施設等使用実績報告書(別記様式3)を翌月5目までに甲に提出しなければならない。
- (2)受託者は、提供施設等を返納する場合、国に行う検査に合格しなければならない。

別記様式1

建築物返納書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

殿

受託者住所

氏名

印

令和 年 月 日付契約(契約金額円)の〇〇〇〇に係る下記建築物を引渡します。

記

別記様式2

建設機械返納書

令和 年 月 日

物品管理官

淀川河川事務所長

殿

借受人又は代哩人

所属氏名

印

令和 年 月 日付契約に係る〇〇〇〇工事用に借受した建設機械を下記のとおり返納する。

記

1 建設機械名

1 借受期間 自令和 年 月 日

日間

至令和 年 月 日

1 返納月日 令和 年 月 日

1 立会人・官職氏名 印

(備考) この返納書は2部作成し、1部を借受人に交付するものとする。

書告報績實用使械機設建

日月年和令

三

全和年目次()

四

人受借

作成者

用紙の大きさは日本工業規格 A4 横とすると、

2. おもな作業内容の欄注
賃付機械を三工種以上の署名による作業に適用した時、運転時間又は運転日数の量が多い作業内容を記入する。

3. おもな作業の作業量の際は、作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定する。

4. 時間の欄は運転時間の管理できなき機械又は管理の必要な機械については記入を省略することができます。

5. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、要した費用が300千円を超える時は、修理内容の詳細な記録を添付する。

取得した備品の取り扱いについて

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

記

[委託費で取得した備品]

1. 取扱い

- (1) 受託者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受託者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引き続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が受託者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。
- (2) 処分の方法

受託者は、前号に該当する備品を売却した場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。また、売却することが不利(備品の売却価格が、当該備品の売却のために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売却する事ができないものは、破棄することができる。受託者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

[貸与備品]

1. 取扱い

- (1)受託者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2)受託者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3)分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受託者へ貸与備品引渡通知書(様式第5)をもって承諾したものとする。
- (4)受託者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第6)により、国に返納しなければならない。
- (5)受託者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

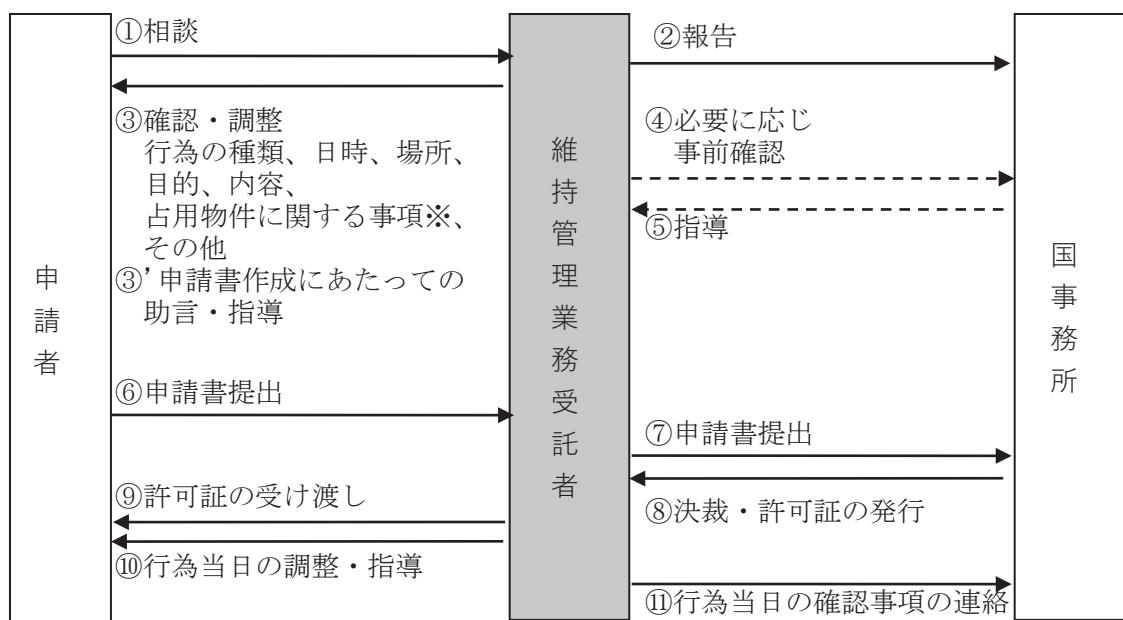
2. 処分

- (1)備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ①備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ②備品が受託者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。
- (2)処分の方法
受託者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第7)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

許認可事務

物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

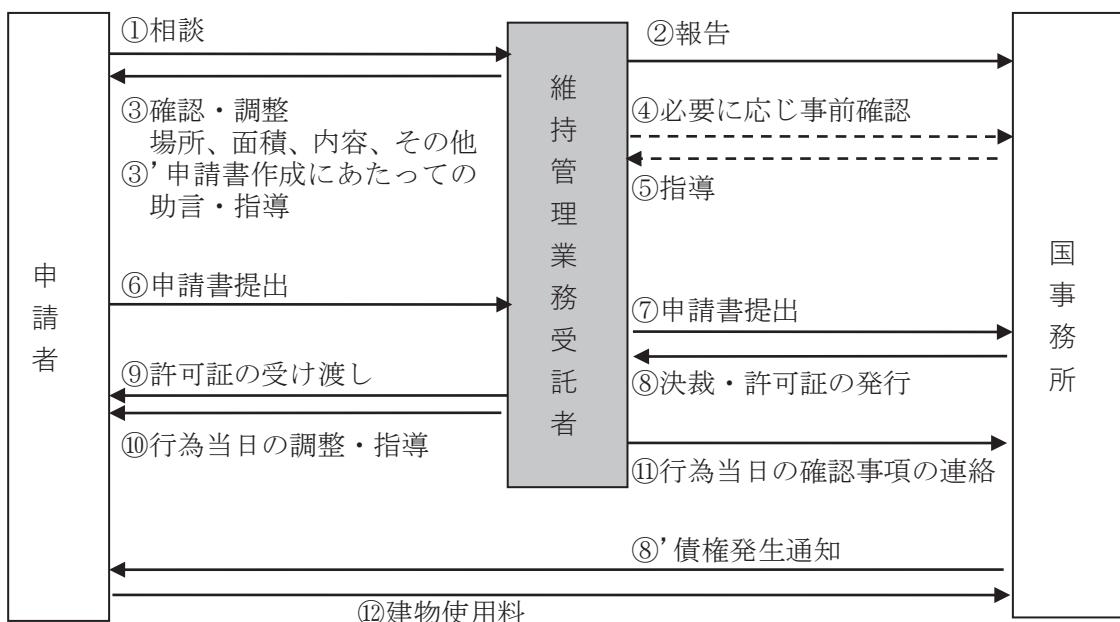
<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 淀川河川公園維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体的には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

淀川河川公園主催の行催事のうち、以下のものを「主催イベント」という。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書(支出項目内訳)により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする(下表)。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| ・淀川の自然を楽しむ会 | (9月・2月) |
| ・背割堤・夏の休日 | (8月) |

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局長の許可（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントの実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和31年政令290号）第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる、ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第3者が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則として当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1年未満の期間続けて行う展示等は1回と数える。当該年度内に1度撤去し、再設置した場合は設置する毎に1回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は1回／日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に1回と数える。
- 4) 自主事業による行催事も、1)～3) の方法で実施回数に加えるものとする。

8. 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

平成 30 年 1 月 31 日
淀川河川公園管理センター 企画運営課

「第 104 回 淀川の自然を楽しむ会」実施計画書
テーマ「川原の野鳥観察会」

1. 目的 野鳥観察会を通じて、淀川の豊かな自然を満喫してもらうと共に、冬ならではの公園の楽しみ方を体験してもらうことを目的とする。
2. 日時 平成 30 年 2 月 18 日（日） 10：00～12：30 ※雨天決行
3. 場所 淀川河川公園 枚方地区～牧野
4. 主催
協力 淀川河川公園
NPO 法人シニア自然大学校、枚方いきもの調査会
5. 実施内容 野鳥の説明、野鳥の観察、野鳥bingoゲーム、野鳥あわせ など
6. 参加対象 先着 200 人
7. 参加費 無料
8. 参加方法 2 月 16 日(金)までに電話申し込みが必要
淀川河川公園管理センター Tel : 06-6994-0006
(住所・氏名・生年月日・電話番号、携帯番号を申し出)
9. 参加者持参物
○必須品 飲料、暖かい服装
○持つていれば 双眼鏡、望遠鏡、鳥図鑑
10. スケジュール
<集合>
9:30 集合 京阪電鉄「枚方市駅」1階中央コンコース
シニア自然大学校スタッフが現地（テント前）へ誘導
受付 淀川河川公園枚方地区内テント
25～30 名単位に班分け
<内容>
10:00 開会式（開会挨拶、スケジュール説明、野鳥及び観察方法の説明）
10:10 野鳥の観察・野鳥bingoゲーム（移動しながら）
※トイレ移動 公用車 1 台
12:00 スタート地点に戻り全体で鳥合わせ・観察まとめ
12:20 各班毎に振り返り・アンケート記入
12:30 終了(閉会・解散)
※当日、午前 6 時に開催判断
11. 広報
公園情報誌「よしへえ」掲載
公園 HP 「イベントごよみ」掲載
地元広報誌「広報ひらかた」等掲載(予定)
関西レジャー記者クラブ、枚方記者クラブ、FMひらかたへのリリース

団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き

申請書

行為の許可申請書

公園内において物品販売、頒布、ロケーション、大規模なスポーツ大会等の行為をしようとするときは、許可申請書を実施日の30日前までに発注者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様です。

発注者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

申請書、使用箇所図の他に目的・内容等の確認ができる具体的な企画書などを添付して下さい。

車両入園許可申請・占用申請がある場合は一緒に提出して下さい。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条

公園一時使用届

発注者以外の方が、公園内において小規模なスポーツ大会や遠足等の一時的な使用の場合など短時間の一時使用は、上記の「行為の許可申請書」によらず、公園一時使用届を実施日の30日前までに発注者に届け出して、その使用許可を受ける必要があります。

行為の許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「令和 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
4. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「行為の種別」は、「展示会」「競技会」「集会」「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は（ ）書きで記入して下さい。
6. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入して下さい。
7. 「場所」は、原則として園内施設名を記入して下さい。
なお、サービスセンターの利用に当たっては、室名等を記入して下さい。（複数利用する場合も全ての室名等を記入して下さい。）
8. 「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的な内容を記入して下さい。
9. 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - (1) 工作物の設置に伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
 - (2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日
10. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付して下さい。
11. 競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（→で図示）・給水箇所・救護テント等を記入したコース図及び緊急連絡体制図（電話番号を記入）を添付して下さい。
12. 模擬店を出す場合は、別途占用申請書を提出して下さい。

※ 園内の樹木、他の公園施設を損傷した場合、他の利用者の方に不快感を与える行為をした場合、許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂くことがあります。

許可申請書

令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 〒
住 所
会社名

電 話 一 一

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	
場 所	
目 的	
内 容	
その他参考となるべき事項	

備考

- 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - 工作物の設置に伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
 - 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

決 裁	センター長	副センター長	課長・専門役	係長	担当者	係員

淀川河川公園 公園一時使用届

令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所
 氏 名
 (団体名)
 電 話
(当日、連絡のつく番号を記載)
 F A X

下記の通り使用を希望するのでお届けします

記

1 場 所 地区 (別添図の区域)

2 目 的

3 内容及び人数 (詳細を記載。別紙があればその旨記載)

4	使用日時	年	月	日 ()	使用人数	人
(3か月先、計5日間まで)						
		時	分～	時	分	

5 仮設物 (タープ・テント等、他の公園利用者の妨げになる恐れのあるものがあれば記載。概ね20m²まで)

6 別紙『「淀川河川公園 公園一時使用届」届出に際しての注意事項』記載内容を厳守します。

届出者氏名(自署)

受付者

-別添171-



「公園一時使用届」

届出に際しての注意事項

1. 届出者は本紙記載内容を理解し、届出内容参加者にも周知すること。
 2. 届出者は次の内容を前提としたことを承知したうえで公園管理者へ届出する。
 - (1)団体使用や日常的でない公園使用の把握、緊急時の対応を速やかにすること等を目的としており、場所の予約や確保、内容の許可ではない。
 - (2)届出場所の排他的・独占的・優先的使用を認めるものではない。
 - (3)営業を目的とした行為は行えない。
 3. 次に示すような場合、届出受理後でも受理の取り消し、実施の中止を指示することがある。

また、以降の届出や許可申請を受理しないことがある。

 - (1)届出内容に偽りがあった場合、不正な手段により受理を受けた場合。
 - (2)本紙記載内容である注意事項を守らない場合。
 - (3)都市公園法、都市公園法に基づく規定、またはその他法令等に違反した場合。
 - (4)公園の保全、または公園利用者に支障が生じた場合。
 - (5)公園の運営上、または公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - (6)届出者および届出内容参加者に“暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律”第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員等に該当する場合や、その他反社会的勢力に属する者がいると認められる場合。
 4. 公園利用者に迷惑をかけないよう留意すること。また、次の内容を順守すること。
 - (1)公園利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - (2)公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
 - (3)公園の風致及び美観や、その他公園としての機能を害しないこと。
 - (4)公序良俗に反することがないこと。
 5. 受理された届出内容の事項を変更しようとするときは、公園管理者の確認を仰ぐこと。
 6. 届出期間が満了したときは公園を直ちに原状を回復すること。なお、早急な原状回復が困難な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。また、施設等の損傷・汚損・滅失した場合は、これを修理等で現状回復、または損傷を賠償すること。
 7. 事故が発生、またはその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園利用者の安全を図るとともに、公園管理者へ報告を行うこと。また、一切を届出者の責任において処理すること。
 8. 当該催しにより生じたゴミは催し終了後、責任をもって処理すること。
 9. 拡声器等、音を増幅する装置類や発電機を使用する場合や演奏等で大きな音や光を発する場合、もしくは電波等を発する場合は届出書面内に記載し、公園管理者の指示に従うこと。
- 10.各団体等において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の事項を遵守すること。

 - (1)風邪等の症状があり、体調不良を感じられる方の外出は控えていただく。
 - (2)可能な限りの感染症対策（マスク着用、手洗い・うがいの徹底等）に努めていただく。
 - (3)他の一般来園者とは、最低2m以上離れて活動していただく。
 - (4)団体活動を行い、その参加者に新型コロナウイルス感染が確認された場合、速やかに自治体による聞き取り調査（団体名・参加者リスト・連絡先・開催概要・場所等の聞き取り）に全面的に協力していただく。
- 11.その他内容について、届出時もしくは届出内容実施時に公園管理者の指示があれば従うこと。

占用申請書

設置・管理許可申請書又は行為の許可申請書の申請の際に、公園を独占的に使用する場合に申請が必要です。

大型の機材（レール、イントレなど）やテントなどを設置する場合や、コーンやロープなどで場所を仕切って独占的に使用する場合に申請が必要です。

占用許可申請書に記載し申請してください。別途、占用料が必要となります。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条

その他、申請にあたっては「淀川河川公園利用規則」をご確認下さい。

占用許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「令和 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
4. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「占用目的」の欄には、「〇〇工事の現場事務所」「〇〇競技会の本部」等、具体的に記入して下さい。
6. 「占用期間」は、事前設置の期間（工事期間）も含めて記入して下さい。
7. 「占用場所」の欄には、「〇〇地区〇〇広場」等、具体的に記入し、位置図及び詳細図を添付して下さい。
5. 「占用物件の構造」がわかる様な資料を添付して下さい。
6. 「占用物件の外観」がわかる様な寸法・占用面積計算を記入した図面を添付して下さい。
9. 許可書は、納入告知書（=使用料請求書）と一緒に申請書記載の住所へ送付します。
※申請書は、添付図と共に物件を設置する 30 日前までに提出して下さい。

占用許可条件書

1. 占用期間の更新を行うときは、占用期間の満了 30 日前までに書面をもって公園管理者淀川河川管理事務所（以下「甲」という。）に協議して下さい。
2. 占用料は、**有償**・無償 とします。
3. 占用者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって当該占用物件を管理して下さい。
4. 乙は、占用期間中に当該占用物件を当該目的以外に供してはいけません。
5. 乙は、当該占用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはいけません。
6. 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に協議の上、当該占用物件に係る協議内容の取消、又は変更を行う事ができます。
 - (1) 乙が本許可、回答書に示す条件に違反したとき。
 - (2) 公園施設に支障が生じたとき、又は生じる恐れのあるとき。
 - (3) 公園計画上、占用物件の構造を変更する必要性のあるとき。
7. 占用期間が満了し、又は占用物件に係る協議を前条により取消し、当該占用物件の撤去を行ったときは、速やかに原状回復しなければなりません。ただし、占用期間の更新がなされるとき、又は甲が承認したときはこの限りではありません。
8. 本件に関し疑義のあるとき、その他占用物件についての疑義を生じたときは甲乙協議の上決定します。

許可申請書

令和 年 月 日

近畿地方整備局長殿

〒 —

住 所

会社名

電 話

都市公園法第6条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

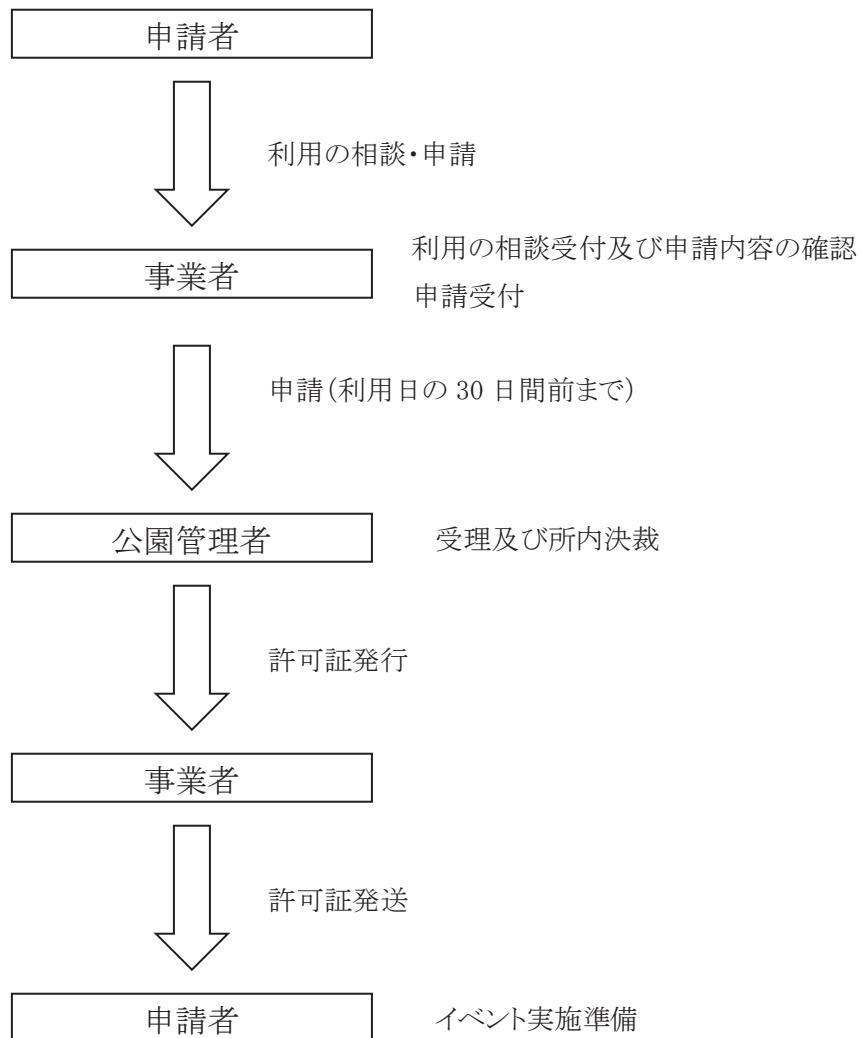
記

占用の目的						
占用の期間	令和 年 月 日 () から 日 () まで					
占用の場所	淀川河川公園 地区					
占用物件の構造	別紙のとおり					
占用物件の外観	別紙のとおり					
占用物件の管理方法	占用者で管理					
工事の実施方法	占用者で実施					
工事の着手及び完了の時期	令和 年 月 日 ()	時 分	から	令和 年 月 日 ()	時 分	まで
都市公園の復旧方法	現状復旧					
その他参考となるべき事項	占用面積	m ²				

備考 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

申請手続きの流れ

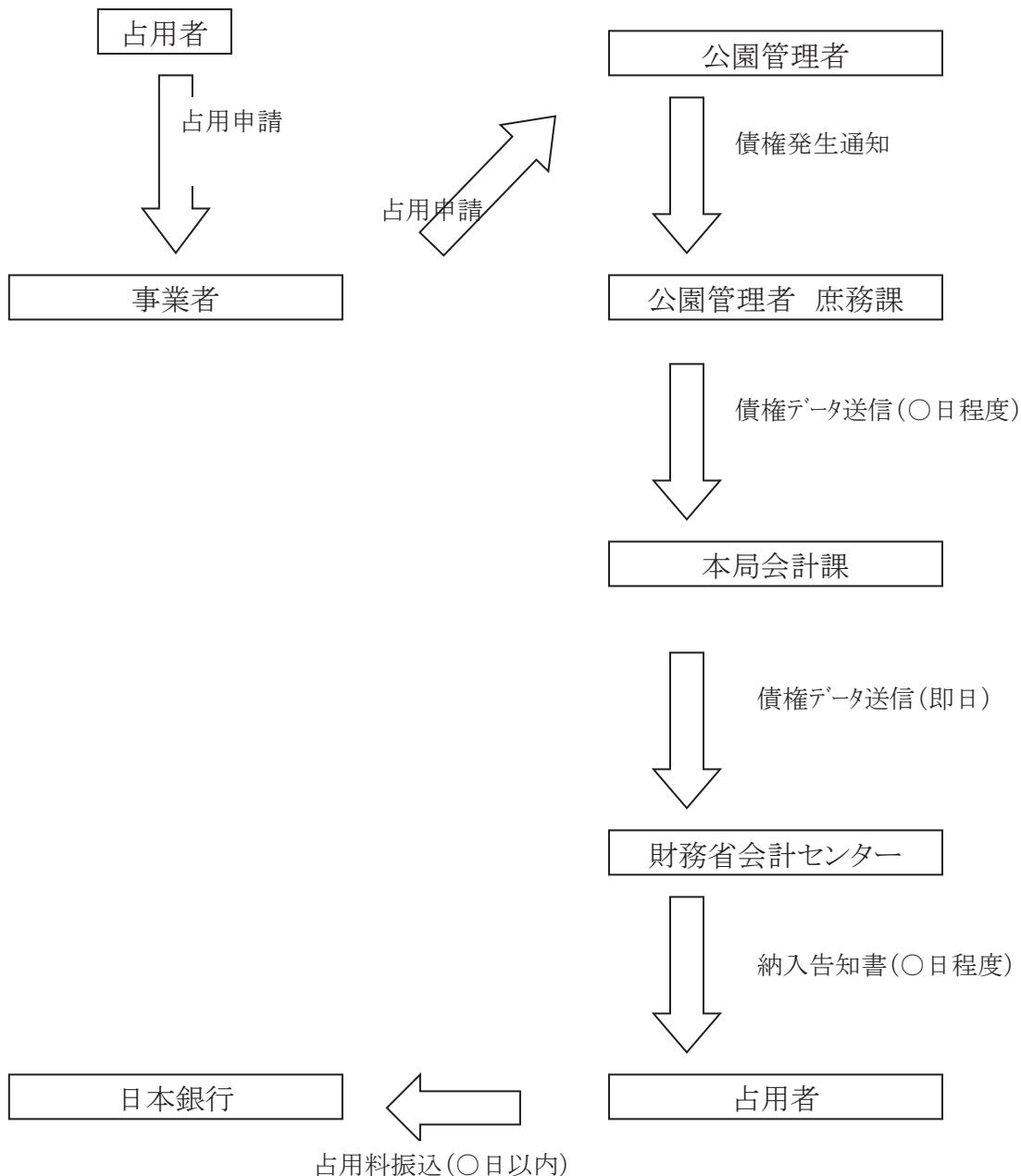
(都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条、第12条)



※原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

占用申請手続きの流れ

(都市公園法(昭和31年法律第79号) 第6条)



※原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

継続性の高いイベント

イベント名	時期	内容・連携対応
淀川の自然を楽しむ会	9月	「干渴で楽しもう」等の自然をテーマとしたイベントを実施する。 連携先：淀川管内河川レンジャー
淀川の自然を楽しむ会	9月	「河原の野鳥観察」等の自然をテーマとしたイベントを実施する。 連携先：日本野鳥の会大阪支部
背割堤・夏の休日	8月	夏休みに親子で楽しめる三川合流域(木津川、宇治川、桂川)ならではの夏のアクティビティやワークショップ等を実施する。

淀川サポート制度実施要領

(目的)

第1条 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する一級河川（以下「事務所管理河川」という。）の河川管理に資するボランティア活動を支援し、活動団体と事務所が協力して良好な河川環境の保全・整備を図るとともに、河川愛護意識の一層の向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 淀川サポート制度とは、事務所が事務所管理河川の一定区間において河川管理に資する活動を定期的に行い、良好な河川環境の保全・整備に積極的に取り組む活動団体を淀川サポーターとして認定し、必要な支援をするなどの協力を事務所が行うこという。

(淀川サポーター)

第3条 地域の団体や学校又は企業などどのような者でも淀川サポーターの認定を申し込むことができる。ただし、社会的秩序を乱すと考えられる団体は除外する。

(活動内容)

第4条 淀川サポーターが実施するボランティア活動とは、次のものをいう。

- 1 清掃
- 2 除草、植栽・植生管理
- 3 生物保護活動
- 4 その他事務所が認める活動

(活動場所)

第5条 淀川サポーターの活動場所は、事務所管理河川の高水敷及び堤防とし、原則として100m以上の区間とする。ただし、植栽・植生管理については事務所があらかじめ指定する範囲内で活動するものとする。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は活動場所を分割するなどの調整を行うことができる。また、活動が終了した場合や河川工事等により活動できなくなったなどの場合に、植えられた植物について事務所は補償等を一切行わないものとする。

- 2 事務所は活動場所に淀川サポーター名や活動場所を記したサインボードを設置することができる。

(活動期間)

第6条 淀川サポーターの活動期間は1年間とし、その後は更新することができる。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は

活動期間の更新を制限することができる。

(活動に対する支援)

第7条 淀川サポーターの活動に対し、事務所は次の支援を行う。

- 1 清掃用具等の貸与及び給付
- 2 収集ゴミの回収

(認定手続等)

第8条 活動団体が淀川サポーターの認定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式

—1に定める淀川サポート制度申込書を活動場所の管理を担当している国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所の担当出張所（以下「担当出張所」という。）を経由して国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）へ申込むものとする。

- 2 事務所長は前項による申込みがあったときは審査をし、その結果が適正であつた場合は淀川サポーターとして認定して認定書を交付する。

(協定)

第9条 事務所長は活動団体を淀川サポーターとして認定したときは、淀川サポーターと淀川サポート制度協定書を締結するものとする。

2 淀川サポーターが活動期間中に協定の解除を申し出たとき、協定書に規定する責任を果たしていないとき又は淀川サポーターとしてふさわしくないと認められるときは、事務所長は協定を解除することができる。

(活動計画)

第10条 淀川サポーターは、年度当初に担当出張所と協議を行う等により別記様式—2に定める淀川サポート制度活動計画書を作成して、担当出張所を経由して事務所長へ提出するものとする。また、活動後はその都度別記様式—3により活動内容を担当出張所へ報告するものとする。

(活動中の事故等)

第11条 淀川サポート制度活動中の事故及び第三者との紛議については、淀川サポーターの責任とする。

(指示)

第12条 担当出張所は、河川管理上又はその他やむを得ない事情があると判断した場合は、淀川サポーターに対して、活動に関する指示を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

平成23年3月27日
淀川河川事務所

三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について

三島江野草地区は、淀川の多様で豊かな自然環境を創出・再生するための先導的な事業として、平成14年度に高水敷切り下げを実施した地区である。平成19年度に再度切り下げを行い、水位、動植物等のモニタリング調査を継続してきたところである。

モニタリング調査の結果、利用範囲を限定することで自然環境の保全と利用者の安全確保は可能であると認められたことから、平成24年4月1日より供用を開始する。

本地区はその特性上、出水等により冠水する可能性が高いことから、管理運営にあたっては下記のとおり取り扱う。ただし、公園管理または河川管理に支障があると認められた場合、川らしい利用推進のために改善が必要な場合は隨時見直しを行うものとする。

記

1 地区概要

位 置 大阪府高槻市 淀川右岸（三島江地区の上流部で隣接）
供用面積 5.9ha
主要施設 緑地、園路、管理柵等

2 エリア設定

- I エリア： 比較的冠水頻度が低い区域（冠水頻度年1～8日を想定）
- II エリア： 冠水頻度が高い区域 （冠水頻度年8～71日を想定）
- III エリア： 冠水頻度が最も高い区域 （冠水頻度年95～275日を想定）



3 利用規則

- I エリア： 三島江地区の開園時間内は利用可能とする。
ただし、出水等で冠水した場合または冠水の可能性のある場合は進入ゲートを閉鎖し、立入禁止とする。
- II エリア： 一般の公園利用者の立入は禁止する。
自然環境の調査・学習、外来種駆除などの環境保全活動を目的として、事前の届出により公園管理者（淀川河川事務所河川公園課）の承諾を得た団体又は個人のみ立入を認める。
- III エリア： II エリアと同様とする。

4 通常時のゲート管理

- I エリア： 公園出入口の車止めゲートに合わせて開閉する。
開閉は三島江管理所の管理員が行う。
- II・III エリア： 通常時は閉鎖し、事前の届出公園管理者の承諾を受けた団体又は個人に鍵を貸し出す。
届出の受付は鳥飼サービスセンターとし、鍵の貸出は三島江管理所の管理員が行う。
貸出時間は9:00～16:30（6～8月は18:30）とする。

5 巡視

巡視ルートは別紙のとおりとする。本地区の供用前より実施している既設3ゲートまでの巡視に加えてIエリア及びIIエリアの巡視を追加する。なお、巡視方法は平成27年11月改訂現場管理員マニュアルによるものとする。

6 II・III エリアの入園条件

- 1) 入園目的が本地区の整備・管理の目的に合致する活動（自然環境学習、外来種駆除等の環境活動等）に限る。
- 2) 入園時に当該活動の安全管理の責任者（インストラクター等）が同行する。
- 3) 次の注意事項を厳守できる者に限る。
 - (1) II・III エリアで発生した怪我、事故の責任は当該活動を行う団体または個人が負う。
 - (2) 原則として動植物は採取しない。調査や外来種駆除など採取が必要な場合は、事前に公園管理者の承諾を受けること。
 - (3) 貸出を受けた鍵は、最終使用時間までに三島江管理所に返却する。鍵を紛失した場合は、当該活動の責任者が復旧費用を負担する。
 - (4) 当該活動により発生したゴミは持ち帰る。外来種駆除など環境活動で発生した塵埃はこの限りではないので、事前に公園管理者を調整を行うこと。
 - (5) ペットを連れて入園しない。（介助犬を除く）
 - (6) バーベキューは行わない。

7 出水時におけるゲート管理

1) I エリアのゲート閉鎖基準

- (1) 大阪府北大阪地区、東部大阪地区のいずれかにおいて、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報が発令された場合。
- (2) 淀川河川事務所から風水害災害体制が発令されと場合。
- (3) 枚方観測所の水位が-2.65mに達した場合。
- (4) II エリアの池が冠水し、今後も水位上昇が見込まれる場合。
- (5) その他公園管理者が指示した場合。

2) I エリアのゲート再開基準

次のいずれかの基準を満たし、かつ現地確認により I エリアの利用に支障がないと認められる場合。

- (1) 上記 1)-(1) 及び 1)-(2) が解除された場合。
- (2) 枚方観測所の水位が-2.65mを下回り水位上昇が見込まれない場合。
- (3) その他公園管理者が指示した場合。

単位:m			
エリア	池No.	縁高 OP+	枚方観測所での 基準水位換算
I	1	4.35	-1.75
	2	4.25	-1.85
II	3	3.85	-2.25
	4	3.45	-2.65
III	5	3.40	-2.70
	6	3.30	-2.80
	7	3.20	-2.90
参考: 枚方地区プロムナード		基準高	
		4.0	-2.1

表：三島江野草地区 敷高一覧

以 上

公園ロゴタイプとマスコットキャラクター



ペット対応

淀川河川公園における規制対象ペットは犬を対象とする。
公園内に犬を伴って入園する場合は、以下の条例に従う。

- ・ 大阪府「動物愛護及び管理に関する条例」
- ・ 京都府「動物の飼育管理と愛護に関する条例」

この中で規定されている事項で、公共の場所に犬を同伴しようとする場合、犬を制御できるように引き綱及び鎖でつなぐこととなっている。ただし、盲導犬、警察犬、その他規則で定める犬を、その目的のために使用する場合を除く。また、糞便により公共用地内を汚すことを禁じている。

淀川河川公園は河川敷内で公共の場所であり、誰でも自由に利用できる場所のため、犬を係留綱から解放することはできない。このため、綱や鎖で係留していない場合は係員が注意指導をおこなう。これらの注意を徹底するために、園内に注意サインを設置する。

(図-1 参照)

また、犬を同伴する来園者にチラシを手渡すなど、常に来園者に正しい使い方を守るよう指導する。(図-2 参照)

その他の注意として

- ・ 排泄物の処理は飼い主が責任を持って行い、持ち帰る
- ・ 他の来園者に吠えたり飛び掛るなどの迷惑行為をさせない
- ・ ペットによる事故、トラブル等が発生した場合はペット同伴者の責任とする



図-1 注意サイン事例

飼い主のみなさまへ！
犬の散歩・運動には必ず
引きつなをつけてください

犬の放し飼いは

『大阪府動物の愛護及び管理に関する条例』

により禁止されています。

国土交通省 淀川河川事務所 大阪府 河川公園 守護サービスセンター



飼い主の皆様へ！！



犬の散歩・運動には必ず引きつなをつけてください。

犬の糞は飼い主が責任を持って処理してください。

犬の放し飼い及び犬のふん便によって公園などを汚すことは、

『 動物の飼養管理と愛護に関する条例 』

により禁止されています。

国土交通省 淀川河川事務所 京都府
(財) 河川環境管理財団

犬の放し飼い禁止

犬の放し飼いは大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に違反してます。

狂犬病の予防注射を年1回受けていますか？

狂犬病予防法で犬の所有者の義務になっています。

国土交通省 淀川河川事務所 淀川河川公園 守護サービスセンター

こうえん りょう
公園を利用されるみなさんにお願い
おねがい

野犬に注意

やけん に ちゅう い
犬の散歩は必ず引き紐をつけて
糞の後始末もわすれずに・・・



国土交通省 淀川河川事務所 淀川河川公園 守護サービスセンター

図-2 チラシ事例

一般入園者がペットを同伴する場合とは別に、淀川河川公園ではドッグラン（犬の訓練、調教行為等）行為に係る申請をおこない許可を受けて使用する場合がある。この場合は、審査のうえ都市公園法12条第1項に基づく許可を行い使用を認めている。都市公園法12条に基づく許可処分は、河川法においては準則の一時占用許可に該当し、一定期間の敷地使用の許可を受けている。使用にあたっては敷地使用に係る許可条件を付与する他、使用料金を徴収している。

使用許可申請における審査基準の主たる点は次のとおり。

- 許可敷地にフェンスを設置し、外部に犬が飛び出さないよう安全対策をおこなうこと。
- フェンスの高さは1m以上とすること。
- フェンスは堅牢なものとし、ロープ柵は認めない。
- フェンス内で犬の放す場合は小型犬に限り、大型犬は認めない。
- 狂犬病予防法第4条（市町村長への犬の登録）、第5条（狂犬病予防注射と注射済票の交付）を完了しているかの確認のため、許可申請書に証明書の添付が必要。
- 使用にあたっては安全管理、条例や他法令の遵守、事故が発生した場合は自己責任により対処をおこない、良好な河川利用をおこなうものとする。